

敢テ虎ヲ出シ竹槍ヲ弄スルノ憂アル可ラス現在中學ハ地方稅ヲ以テ之ヲ支辨セリ惟フニ中學ハ一縣五六ヲ置キ其經費亦一校二三千金ニ止マルモノナレハ自ヲ全局ニ放テハ僅々タルモノナリ若シ干涉主義ヨリ之ヲ云ハ、本按ノ手續キハ現行ノ學制ニ大差アルニアラス其レ然リ故ニ干涉ヲ嫌ハ、其手續ヲシテ寬裕ナラシムルモ可ナリ二十四五年前和蘭ノ教師長崎ニ在リシ時本官等ニ對シ日本ハ町人ニシテ能ク文字ヲ解ス西洋ハ此ノ如クナラスト贊美セシコアリ是レ以テ其小學ノミニ汲々タラサルヲ伺フニ足ルナリ當時又各藩ヨリ該港ニ差遣セル洋學書生ヲ見テ云々何ヲ以テ彼等ヲ稱シテ士官トナスヤ毫モ事理ヲ知ラサルモノナリト是レ上等ノ學校ニ乏シキヲ以テノ故ナリ抑我邦欠ク所ハ學識ナリ學識深ケレハ國豈強

盛ナラサランヤ人口ヲ問ヘハ三千五百萬アリ以テ西洋諸大國ニ比スルヲ得ヘシ況ヤ物產アルニ於テラヤ本官曾テ獨乙ト英國ノ中間ナル「ウ・ヤナ」ニ到リ大ニ感觸ヲ起セシコアリ元來獨乙ノ學識ハ英ニ及ハサルコ遠カリシニ僅ニ三十年ヲ出スシテ遂ニ之ニ凌駕セリ是レ他ナシ學校ノカナリ近日松方大藏大輔歸朝シテ英獨ノ事ヲ評シテ云ク英ハ門地倒レナレモ獨ハ學問上ヨリ成立スルヲ以テ實際ニ大益アリト是レ確論ト謂フ可シ然ルニ或論者ハ我邦ニ於テハ中學以上ハ人民ノ私力ニ任スト云ヒ甚シト至テハ類似ノ教育ナリト云フ又或ハ私學ニハ福澤諭吉中邨正直其人アリト云フカ如キハ是レ何事ソヤ獨澳共ニ二十一大學アリ其他ノ國モ亦之レアリ假令福澤中邨ノ輩私學ヲ有スルモ原ト大金ヲ擲ツモノニアラスシテ生

徒ノ資金ニ依ルニ過キス大學ニ至テハ書籍器械ノ費用モ巨額ニシ  
テ私力ノ能ク辨シ得ヘキモノニアラス本官政テ其私立ヲ自由ニ任  
スルヲ不可トスルニアラスト雖モ政府ハ何ノ爲メニ斯ル改正ヲ爲  
スヤヲ疑ハサルヲ得ズ本官且然リ世人ノ疑ヒ知ル可キナリ若シ中  
大學ヲ建ルニヨリ竹槍席旗ヲ出スト爲サハ現行學制ハ其數甚タ多  
シ豈竹槍ニ止マラシヤ必ス砲丸ノ雨ヲ降ラスヘキニ未タ之レアル  
ヲ見ス今日世人ノ驚々スル所ハ中大學ニアラスシテ小學ニ在リ因  
テ本官ハ今日ニ在テ小學ハ稍寬裕ヲシムルモ中大學ハ必ス政府  
ノ保護ヲ要スヘシト云フナリ又教育ノ教字ハ西洋ニテハ宗教道德  
智識ト並稱スルノ字ナルヲ以テ之ヲ嫌フナリ畢竟本按ノ故ニ以下  
ハ不要ノ文字ナレト一々並記シテ以テ官立ノ字ヲ挿入ス可シト云

フノヨリ或議官ハ之ヲ掲タルハ不體裁ナリト云ヘト之ヲ記スルヲ不  
可ト爲サハ其官立學校ヲ廢スルノ外ハアラサル可シ況ヤ已ニ五年  
七年ノ兩布告ニモ官立ノ字アルニ於テヲヤ

○十七番補田英世

中學以上ヲ重セサルヲ得サルノ理由ハ二十番既ニ辨

セリ或議官ハ學政ノ字ヲ論駁スト雖モ學ト云ヒ教ト云フハ素是一  
物ヲ取テ表裏ヨリ云フモノナルノミ試ニ見ヨ軍政ト云フモ必ス戰  
時ノミノ事ヲ云フニアラス輜重運搬ヨリ萬般ノ事ヲ總稱スルニア  
ラスヤ又幼稚園ノ事タルタトヒ讀書セサルモ幼者ハ賦性一様ナラ  
サルヲ以テ歌踊等ニ依リ其智ヲ發達スルノ楷梯ト爲ス是レ千八百  
六十年ニ方リ獨乙國ニテ之ヲ發明セシ所以ナリ故ニ之ヲ學制中ニ  
入ル、モ敢テ不可ナルヲナシ且又監督ノ事ハ第四十一條以下皆之

ヲ云フヲ以テ是レ亦不可アルコトナシ

○番一外番次新

二十番等ハ此第一條ニ方リ全ク大體ノ反對セシモノヲ以テ挿入セント欲スルハ蓋シ臆測ニ誤ル所アリテ然ランカ即チ彼ノ文部卿ノ監督内ニアルヘシト云フヲ所轄ト同一視セシニ坐スルナルヘシ但書ヲ加フルモ亦然ラン故ニ其誤謬ヲ解クカ爲メニ原按ノ意ヲ畧言センニ府縣ハ内務卿ノ監督スルト同ク陸海軍ノ學校ハ文部ノ所轄ニアラス此ノ如ク見解ヲ下サハ直ニ其謬リヲ明晤スルヲ得ヘシ

○二十三番前柳原

教育令ノ各義ハ學政ニ比スレハ其意味廣キヲ覺フ蓋シ學政ハ學校ノ政ナリト考フルニ其下文ニ學校幼稚園書籍館トアリ抑幼稚園書籍館ハ學校ノ補翼ナリト雖モ固ヨリ學校ニアラス

然ルニ文部卿ノ監督云ヤト云ハ、既ニ之ニ矛盾セリ又教育ト云ヘ

ハ宗教ノ意味アリヤト云フニ夫ノ英才ヲ教育スト云ヒ又教ハ學ノ半ナリト云フト同一ノ解ヲ下サハ宗教ニ泥ムノ字ニアラサルヲ知ル可シ又學科ノ政ト云フ可キカ其學科ノ政ハ却テ學士會院等ニテ爲スコナリ文部卿ハ一個ノ事務官ナレハ之ニ適當セス又書籍館ヲ削ルノ論アリト雖モ官公立書籍館モ之アルヲ以テ必ス之ヲ削ルヲ要セス官立ノ字ヲ挿入スルハ現ニ司法省ノ法學校工部省ノ工部大學校アルヲ以テ之ヲモ文部ニテ監督スヘシト思考スルニ由ルカ之ヲ分析スルハ工部ニ工學アルハ實際ニ其益ヲ得ルコトアリ司法ノ法學ニ於ケルモ亦然リ向ニ外務省ニ譯官ヲ陶冶スル爲メニ外國語學校ヲ置ケリ本官外務官タリシ時建議シテ終ニ之ヲ文部ニ合併セ

リ然ルニ今日ノ工部司法ノ學校ノ如キハ切ニ之ヲ建言スルモ終ニ  
其事行ハレサルヲ知ルヲ以テ肯テ主張セザリシナリ之ヲ要スルニ  
目下官立ニシテ文部卿ノ監督スルモノアリ故ニ修正ノ如クセハ抵  
觸アルヲ免レス又監督ト統攝トハ二物ニシテ一物ニアラス彈正臺  
ヲ置テ諸省ヲ監督スト云フカ如ク物アリテ而シテ後ニ監督スルナ  
レハ之ヲ連帶シテ云フ可キモノニアラス且又但書ノ意味ハ總テ文  
部卿ノ監督ナリ然レモ陸海軍ノ學校ハ到底文部ニ附合スルヲ能ハ  
サル可シ且第一條ヨリ直ニ但書ヲ下スハ最モ法律文ノ體裁ヲ汚ス  
モノトス

○議長 本條ニ付テハ討論已ニ盡タリト認定スルヲ以テ決ヲ取ル可  
シ

○十一番 山口 一言述フル所アラントス許可ヲ乞フ

○十二番 河野 特別ノ建議ヲ爲ス本條ハ已ニ討論三日ヲ費セリ今十  
敏鐘 一番ハ尙一言述ル所アラントスト陳スレモ恐クハ一言ニ止マラサ  
ル可シ發議ノ主旨已ニ共ニ分明セリ且正午ニ近キヲ以テ速ニ決議  
アラントヲ欲ス

○十四番 中島 賛成  
信行

○二十三番 柳原 賛成  
前光

○二十七番 河瀬 賛成  
興孝

○議長 十二番ノ建議ヲ可トスルモノハ起立セヨ

起立者十九人

○議長 多數ナルヲ以テ十二番ノ建議ニ決シ本條ノ討論ハ此ニ止メ

○乃チ二十番ノ修正ヲ可トスルモノハ起立セヨ  
起立者六人

○議長 少數ナルヲ以テ二十番ノ修正ハ消滅シ本按ニ決ス

○書記官 戸田 秋成 左ノ按ヲ朗讀ス

○第二條 學校ハ小學校中學校大學校師範學校專門學校其他各種ノ

○十學校トス

○議長 發議ナキヲ以テ本按ヲ可トスルモノハ起立セヨ

○起立者十六人

○議長 多數ナルヲ以テ本按ニ決ス刺ス

○書記官 戸田 秋成 左ノ按ヲ朗讀ス

○第三條 小學校ハ普通ノ教育ヲ兒童ニ授ケル所ニシテ其學科ヲ讀

書習字算術地理歴史修身等ノ初步トス土地ノ情況ニ隨ヒテ昇黠  
唱歌體操等ヲ加ヘ又物理生理博物等ノ大意ヲ加フ殊ニ女子ノ爲

ニハ裁縫等ノ科ヲ設クヘシ

○二十番 佐野 常民 本官ハ本條ノ前ニ新第三條ヲ加ヘント欲ス蓋シ第一

條ニ於テ官立ノ字ヲ加フルノ說ハ既ニ消滅スト雖モ亦以テ此處ニ

掲クルモ可ナリト信ス若シ然ラザレハ官立學校ハ教育令外ノモノ

トナルヲ以テナリ其修正ハ呈シテ議長ヲ机下ニ在リ書記官ノ朗讀

ヲ乞フ

○十六番 山田 顯義 賛成ス第一條ノ修正消滅セシ上ハ之ヲ此處ニ掲クル

ハ固ヨリ不可アルコトナシ

○十一番 山口 尙芳 賛成ス抑學制ヲ廢スルヲ布告ヲ爲サハ文部省ハ如何

○スヘキ乎文部局ヲ置ク乎又ハ内務ニ屬スル乎已ニ其事務アレハ又  
 其官ナカル可ラス明治五年ニ學制ヲ設ケタルキハ其事務ノ爲メニ  
 ○文部省ヲ置ケリ今學制ヲ廢シタル上ハ文部ハ空省空官ナリ縱ヒ教  
 育令ヲ施行スルモ只是小學ノミナルヲ以テ必スシモ其省ヲ置クヲ  
 要セス文部省ヲ置クハ師範學校其他ノ官立學校ヲ統攝スルカ爲メ  
 ナリ故ニ第二條ノ末ニ官立ノ字ヲ置カサルキハ世人皆疑ヲ生スヘ  
 キナリ

○議長 二十番ノ修正ハ賛成者アルヲ以テ問題ト爲ス

書記官 戸田秋成 二十番ノ修正按ヲ朗讀ス

修正按 闕失

○外辻新 一番 次 思ハサリキ二十番ノ修正ノ問題トナラントハ第八條

ヲ見ヨ現ニ以上掲クル所何ノ學校ヲ論セス各人皆之ヲ設置スルコ  
 トヲ得ヘシトアルニアラスヤ蓋シ人民私ニ國稅ヲ以テ學校ヲ立ル  
 可能ハサルハ言ハスシテ分明ナリ

○二十五番 田中不啓 二十番ノ修正説アリト雖モ官立ノヲ掲クルノ  
 非ハ第一條ノ議ニテ已ニ消滅セリ其消滅ハ畢竟官立ヲ掲ケサルノ  
 主意ナルニヨレリ而シテ第一條ハ全編ヲ總括スルモノナリ已ニ其  
 本原ニナキモノヲ以テ其末派ニ掲クルハ不備ト云ハサルヘカラス  
 何トナレハ若シ官立ニ學校ト云ハスシテ獨リ公私立ニ學校ト云フ  
 ノ主意アラハ或ハ可ナルモ已ニ其主意ナキニ之ヲ爲スハ不備ニア  
 ラスシテ何ツヤ

○七番 齋藤利行 二十番ヲ賛成ス内閣委員及二十五番ハ已ニ第一條ニ官

立ノ字ナキヲ以テ此ニ之ヲ掲ク可ラスト論スト雖モ本官ハ若シ官立ノヨ第一條ニアラハ尤モ可トナスモ已ニ之ナキ上ハ本條ニアルモ亦可ナリトス蓋シ學制廢セラレテ教育令トナリ其第一條ニ文部卿之ヲ統攝ストアリテ官立ノ字ヲ示サ、ルモ現ニ官立學校アリ然ルニ之ヲ掲ケサルハ殆ト了解スル能ハサルナリ故ニ監督内ニ官立ノ字ヲ掲クルハ不可ナリトシ第一條ヲ議スルニ方リ大ニ之ヲ議論セリ因テ此處ニ官立ノ字アレハ可ナリトス或ハ云シ本按ハ租稅ノ規則ニアラサルヲ以テ其費用ノ出所ヲ云フヲ要セスト豈其レ然ラシヤ現ニ第十九條ニ費用ノ事アルニアラスヤ又官立ニ學校ノ字ナク公立私立ニ學校ノ字アリ何ソ不備ナルヤト云フ其レ然リ然レモ是レ畢竟僅々タル文字ノ瑕瑾ナリ之ヲ以テ修正ノ本旨ヲ消滅スル

カ如キハ遺憾ニ堪サルナリ故ニ若シ文字ニ不備アラハ其精神ノミヲ取テ更ニ之ヲ修正セハ可ナリトス

○二十番 佐野 常民 本條ヲ修正セサルヲ得サル理由ハ已ニ第一條ニ論シタルト同一ナリ二十五番ノ所謂官立ニ學校ノ字ヲキハ書損ナリ各議官ニ配付セシ案書ト參照セハ釋然タラシ蓋シ官立ノ字ハ學制ニ取ルモノニシテ即チ學制ニハ官公私立ノ區別判然タリ一體第一條ハ全國ノ學政ハ文部卿之ヲ統攝スト云テ足レリ故ニ其以下ノ文字ハ不用ニ屬スト雖モ種々ノコトヲ並列シテ記載セルヲ以テヌレハ其欠ヲ補フカ爲メニ本官ハ官立ノ字ヲ掲ケントセシノミ内閣委員ノ如ク第八條ヲ引テ各人ハ國統ヲ以テ設置スルコトヲ得ストシ狼狽シテ見解ヲ爲スモノハ決シテ有ル可ラス官立又ハ中學ノ字ナケレバ

官立學校中學校等ハ恰モ迷子ノ姿トナリテ之ヲ世話スルモノハア  
 ラサルナリサレハ或議官ノ説ノ如ク法律中ニ其有無ノ區別ヲ判然  
 セシメサル可ラス其費用ノ如キモ學制ニハ判然セリ因テ此所ニ之  
 ヲ掲ケハ事實體裁ノ可ナルハ言ヲ俟タス官民共ニ其便益ヲ受ケ決  
 シテ内閣委員ノ説ノ如キ輕薄ナルコトニハアヲサルナリ  
 ○十四番中島 信行 本按ハ素ヨリ官立ノ字ヲ掲ケサルノ精神ナリ故ニ二  
 十番ハ第一條ニ之ヲ掲ケントシテ失敗シ今又之ヲ本條ニ掲ケント  
 欲スレト到底本按ノ精神ニ戻ルヲ以テ不可ナリ固ヨリ喋々ヲ要セ  
 ストス  
 ○議長 時正午ナルヲ以テ吃飯ノ爲メ散會セヨ  
 正午閉場

○午後零時四十分開場  
 ○依病 津田 眞道  
 退席  
 ○依病 山田 顯義  
 退席  
 ○議長 午前ノ續會ヲ開ク  
 ○二十番佐野 常民 午前十四番ハ官立ノ字ヲ掲ケルハ本按ノ精神ニ悖ル  
 ト論シ去レリ然レト本官ハ最初ニ學制ヲ廢スルヲ要セス單ニ其不  
 適宜ノ點ヲ改正セハ可ナリト陳ヘタリ是レ即チ修正ヲ提出スル所  
 以ナリ蓋シ學制ヲ實地施行スルニ方リ被治者ノ干涉脅迫ニ苦ムコ  
 アレハ治者ノ過ナリ以テ本按變革ノ精神ナリトセハ本官ハ之ニ  
 同意セサルナリ



○議長 二十番ノ修正ニ同意ノモノハ起立セヨ

起立者四人

○議長 少數ナルヲ以テ二十番ノ修正ハ消滅ス

○二十番 佐野 常民 本條修身ノ字ヲ課程ノ冒頭ニ置キ竝ニ作文ノ二字ヲ

挿入セシト欲ス又歐洲ニ於テハ修身ハ即チ道德ノコニシテ欠ク可ラ

サルモノト爲セリ又作文ハ讀書ノ科内ニアラスト雖モ其教科ニ適

用ノ文字ヲ作ルヲ教フル有益ノ事業ト爲スナリ

○七番 齋藤 利行 賛成

○二十六番 伊丹 重賢 賛成

○議長 二十番ノ修正ハ賛成者アルヲ以テ問題ト爲ス

○二十五番 田中 不 原案ニテ可ナリ修身ノコハ小學ニ於テモ緊要ナ

ト雖モ亦以テ讀書算術習字ヲ如キニアラス畢竟家庭ノコナルヲ

以テ之ヲ末段ニ掲ケ小學亦之ヲ疎畧ニ付セサルヲ示スニ又作文

ノ事タル各校ノ教則ニ掲クル諸誦問答等ノ如キモノニシテ是亦本

按ニハ掲クルヲ要セサルノ細目ナリトス

○二十番 佐野 常民 夫レ修身ノ學ニ於ケルヤ畢生守ラサル可ラサルモ

ニシテ幼時ニ在テ固ヨリ之ヲ教ヘサル可ラス蓋シ徳性ヲ養フト智

識ヲ開クトハ海ノ東西ヲ問ハス古今萬國皆之ヲ勉ム法律モ亦之ニ

據ルヲ要ス修身ノ日豈獨リ小學ヲミナランヤ幼稚園ノ如キモ歐洲

諸國ノ方法ヲ見ルルハ感ニ堪ヘサルモノアリ我邦目下ノ景況ヲ見

ルニ智識ヲ專務トシテ修身ヲ度外ニ措クモノ、如シ作文モ亦問答

ノ各箇ニ附屬スルカ如キニアラス故ニ特ニ之ヲ加ヘンコヲ欲スル

ナリ

○十七番 補田 英世 修身ノ字ハ前ニ掲クルモ後ニ掲クルモ敢テ輕重ナカ

ル可シ起草者ノ意モ蓋シ然ラン道德文辭ナル語ハ通常ノ順序ナレ

此之ヲ文辭道德ト爲スモ亦輕重ナシ獨乙ノ學則ニモ詳ニ之ヲ揭載

セリ故ニ修身ノ位置前後輕重ナシトセハ寧ロ二十番ノ修正ヲ可ト

ス

○二十四番 細川 潤 次郎 修身ノコタル決シテ小學ニテ爲シ得ヘカラサル

コニシテ畢生之ヲ學フモ得ヘキモノニアラス本官等ノ之ヲ前ニ掲

ケサルモ敢テ輕忽ニ出ルニアラス其教方ヲ問フニ七值日ノ土曜ニ

一回數分時間學童ヲ集メテ善人美事ノ談話ヲ聞カシムル如キモノ

是レナリ故ニ之ヲ以テ讀書習字等ノ前ニ掲クヘキモノニアラスト

ス

○十七番 補田 英世 教ノ難事ヲ云ヘハ獨リ修身學ノミナラス小學ニハ下

等上等ノ別アリタトヒ本按之ヲ區別セサルモ自ラ其才ノ高下ニ從

テ定メサル可ラス而シテ其修身ヲ先ニスルハ道德文辭ハ東洋ノ習

慣ナルニ由レハナリ

○二十番 佐野 常民 本官ノ所謂修身ノ字タル決シテ二十四番ノ說ノ如キ

高尚ノモノニアラス十七番ノ言ノ如キモノヲ云フ即チ小兒ハ小兒

ニ適スルノ修身ヲ爲スノ謂ヒナリ

○二十四番 細川 潤 次郎 十七番ハ道德文辭ハ熟語ナルヲ以テ宜ク修身ノ

字ヲ前ニ置クヘシト云フ然ラハ致知力行ノ熟語モ亦力行致知ト云

ハサル可ラス文字ヲ解スル豈此ノ如ク迂ナルヘケンヤ蓋シ此修身

ヲ緊要ト見ルハ或ハ脊々服膺等ノ解ヲナスヘキモ其修身等總テ  
初步トスト云フニ止ルヲ以テ之ヲ見ハ重要ノ事ニ非サルヲ知ル可  
シ即土曜日等ニ時間ヲ定メテ今古ノ美事善行ヲ談話シテ自然ニ其  
良心ヲ暢達セシムルモノ、如キヲ云フ

○二十番佐野常民 順序ノ字ニ付テ二十四番ハ致知力行ノ字ヲ倒置スヘ  
シト云フト雖モ漢土ノ致知格物ハ大學ニ在テ小學ニアラス此引證  
ハ或ハ當ヲサラン又學科トハ只書ヲ學フトシテ見ルハ大誤ヲ  
生スヘシ學ハ即チ習フコトニシテ敢テ書籍ノミヲ學ブモノニアラサ  
ルナリ本官ノ修正ハ決シテ此ノ如キニアラサルナリ  
○外番次 本條ノ順序ハ敢テ厚薄輕重ニ由テ然ルニアラス假ヒ  
順序ヲ立ルモ實際決シテ之ニ順從シ得ヘカラサルナリ

○四番福羽中 抑修身ノ人ニ於ルヤ造次顛沛モ離ルヘカラサルハ論ヲ  
俟タズト雖モ小學ニ在テハ之ヲ必用トセス然レハ亦敢テ要セサル

○ニアラサルハ幼稚園ト雖モ亦然リ但之ヲ急樞トセサルノミ蓋シ從  
古ノ教師ハ德學兼備シテ父兄ハ之ヲ擇テ從學セシメタルモ今日ノ  
教師ハ否ラス單ニ一片技藝ノ爲ニ備フタルモノナレハ即チ保姆ト  
同一視セサルヘカラス豈之ヲ以テ修身學ト謂フヲ得ケンヤ然レ  
ハ小學ハ修身ヲ要セサルヤノ嫌アルカ爲ニ之ヲ加ヘテ以テ初步ヲ  
示スハ其ノ若シ之ヲ以テ昔時ノ修身ナリトセバ甚タ不可ナリ乃  
其反對論者ハ之ヲ前ニ出スト云フモ本官ハ反テ之ヲ後ニ置カン  
欲スル所以ナリ作文ノ如キハ全ク茲ニ掲タルヲ要セズ本按ノ如ク  
ニテ足レトス

○十一番 山口 小學ノ修身トハ校門ニ入ルニ帽ヲ脱シ椅子ニ就クニ番號ヲ教ユル等ノナリ試ニ外國ノ學校ヲ見ヨ其禮式秩然トシテ歩ヲ亂シ順ヲ亂シ喧雜ナル如キモ吾ニラス中ニモ獨乙ニ如キハ品行方正ニモ之ヲ撰シテ教師ト爲ス是レ其本立チ未生スルノ理由ニ本邦ノ如キ今立法官ガ痛論ニ本令ヲ設クルモ教師之ニ遵ハスンハ之ヲ如何セン故ニ本官ハ本案ニ満足レ難トス

○議長 二十番 修正ヲ可トスル者相起立セヨ

○議長 起立者四人 兼論ニモ父兄ハ志ヲ對テ實學ヲ修ムルニ今日ノ古ノ起立者四人兼論ニモ父兄ハ志ヲ對テ實學ヲ修ムルニ今日ノ

○議長 少數ナルヲ以テ 二十番ヲ修正ハ消滅ニ本按ニ決ス

○議長 書記官 左ノ按ヲ朗讀ス

○第四條 中學校 高等ナル普通學科ヲ授ケ所トス

○議長 本按ヲ可トスル者 八起立セヨ

○議長 全員悉起立

○議長 全會 十致ナルヲ以テ本按ニ決ス

○議長 書記官 左ノ按ヲ朗讀ス

○第五條 全大學校 ハ法學理學醫學文學等ノ專門諸科ヲ授クル所トス

○議長 本按ヲ可トスル者 八起立セヨ

○議長 全員悉起立

○議長 全會 十致ナルヲ以テ本按ニ決ス

○議長 書記官 左ノ按ヲ朗讀ス

○第六條 全師範學校 ハ教員ヲ養成スル所トス

○議長 本按ヲ可トスル者 八起立セヨ

○議長 全会悉起立

○議長 全会一致ナルヲ以テ本按ニ決ス

書記官 戸田 秋成 左ノ按ヲ朗讀ス

○第七條 専門學校ハ専門一科ノ學術ヲ授クル所トス

○議長 本按ヲ可トスル者ハ起立セヨ

○議長 全会悉起立

○議長 全会一致ナルヲ以テ本按ニ決ス

書記官 戸田 秋成 左ノ按ヲ朗讀ス

○第八條 以上掲タル所何ノ學校ヲ論セス各人皆之ヲ設置スルコト

ヲ得ヘシ

○議長 本按ヲ可トスル者ハ起立セヨ

○議長 全会悉起立

○議長 全会一致ナルヲ以テ本按ニ決ス

書記官 戸田 秋成 左ノ按ヲ朗讀ス

第九條 各地方ニ於テハ毎町村或ハ數町村聯合シテ公立小學校ヲ

設置スヘシ

但町村人民ノ公益タルヘキ私立小學校アルトキハ別ニ公立小

學校ヲ設置セサルモ妨ケナシ

○外一 辻新 修正委員ノ本條ニ但書ヲ添加セシハ干涉ヲ顧慮スル

ニ由ルナルヘシト雖モ法律上私事ヲ明記スルハ法ニ非ス故ニ之ヲ

削除シテ原按ニ復セシコトヲ希望ス

○二十三番 柳原 前光 内閣委員ノ説ハ不可ナリ何トナレハ實際ヨリ見ル



ニハ之ヲ添加セサル可ラサルモノアリ且己ニ本條ニ添加スルモハ  
 第三十四條ハ重複ナルヲ以テ彼ハ刪除スヘシ此事タル本官ノ尤モ  
 熱心スル所ナリ其修正按ハ己ニ呈出セリ書記官ノ朗讀ヲ望ム  
 書記官戸田秋成 左ノ修正按ヲ朗讀ス  
 修正按關失 賛成者アルヲ以テ問題ト爲ス  
 ○七番利行 賛成者アルヲ以テ本修正ヲ駁撃セント欲ス  
 ルモノハ恐ラク其意脅迫ノ戒心ニ外ナラサルハ然レモ是レ地方  
 議會ニ付シテ其好惡ニ任スルモノナレハ其戒心ハ無用ナリトス况  
 ヤ目下三十四府縣中其過半ハ既ニ之ヲ設置セルニ於テ又眼ヲ  
 轉シテ少年輩ノ都會ニ出ルヲ見ルニ其本地ニ上中學ヲ設ケザル  
 リ己ムヲ得ス多少ノ資ヲ懷ニシ笈ヲ負ヒ來リテ其業ヲ修メントス

ルモ動モスレハ花柳ノ爲ニ心ヲ蕩シ身ヲ傷リ或ハ道德ヲ毀リ或ハ  
 法網ニ罹リ累ヲ父兄故舊ニ及ホシ其醜狀慘態實ニ云フ可ラサルモ  
 ノアリ蓋シ是レ本人ノ心術如何ニアリト雖モ其一原因ハ隨地高等  
 學ノ設ケナキニ之レ依レリ故ニ二十番ノ修正ハ可ナリトス  
 ○議長 二十番ノ修正ハ賛成者アルヲ以テ問題ト爲ス  
 ○二十五番田中不齊 本條修正ハ第三十四條ヲ換置スルモノニシテ學  
 制ノ第八章ニ「中學區内學區取締十名乃至十二三名ヲ置キ一名ニ  
 小學區二十或ハ三十ヲ分持セシムヘシ此學區取締ハ專ラ區内人民  
 ヲ勸誘シ勉テ學ニ就カシメ且學校ヲ設立シ或ハ學校ヲ保護スヘキ  
 ノ事或ハ其費用ノ使用ヲ計ル等一切其受持所ノ小學區内ノ學務ニ  
 關スル事ヲ擔任シ又其一中區内ニ關スルコトハ互ニ相論議シ專ラ便

宜ヲ計リ區内ノ學事ヲ進歩セシメンコトヲ務ムヘシトアルニ原キタルモノニシテ即チ十三萬人ノ負擔スヘキモノヲ九十萬乃至百萬人ニテ負擔スルノ割トナリ決シテ新法ヲ創設スルニアラス抑一般人民カ高等ノ教育ニ進ムヲ得サルハ萬國皆然リ故ニ政府ノ干涉亦其區域ナカルヘカラス其區域ハ爲スヲ得ル所ニ止ムヘキナリ蓋シ高等教育ハ下等教育ノ後ニ位スルモノナリトノ論ハ世界一致ナリ何トオレハ高等ノ學校ハ多數人民ノ上ルヲ得サルモノナリ然ルニ其少數人民ニ向テ多數人民ヨリ稅ヲ出サシムルハ理ノマサニ然ルヘカラサルモノナリ假令一ノ傑士ヲ養成スルハ一般ノ利益ナリト云フモ亦是間接ノ利益タルヲ免カレス政府時ニ輔助スルカ如キモ亦一時ノ方便ニシテ決シテ原則ニアラス然レモ公立師範學校ノ設置

セサル可ラサル理由ハ是レ小學教師ヲ造ルモノニシテ即チ普通教育ニ直接ナルモノナレハナリ故ニ師範學校ハ必用ナレモ中學專門ハ必ス設立スヘキモノニアラストスルナリ

○議長 時既ニ三時ニ至ルヲ以テ會議ハ茲ニ畢リ次會ハ來ル十九日ニ開クヘシ散會セヨ

午後第三時閉場



元老院會議筆記明治十二年六月十九日  
○第三百三十六號議按 教育令第二讀會 六月十七日續

元老院會議筆記明治十二年六月十九日

○第三百三十六號議按 教育令第二讀會 六月十七日續

議長 親王 仁

出席議員

- 一番 東久世通禧
- 四番 福羽 美靜
- 五番 秋月 種樹
- 六番 大久保一翁
- 七番 齋藤 利行
- 八番 大給 貞恒
- 十二番 山口 尙芳

○第百三十九内閣委員一番外太政官權大書記官辻 新次  
次々調午前第十時廿分開場 六月廿六日

- 十二番 河野 敏謙
- 十五番 津田 眞道
- 十九番 河田 景與
- 二十番 佐野 常民
- 廿三番 柳原 前光
- 廿四番 細川潤次郎
- 廿五番 田中不二磨
- 廿七番 河瀬 眞孝
- 廿八番 前島 密

○議長 第三百三十六號議按第二讀會ノ續即問題タル所ノ二十番第十

條ノ修正説ニ就テ發議スヘシ

○七番利行本官ハ前會ニ於テ二十番ノ修正ヲ賛成セリ蓋シ一府一

縣毎ニ一中學ヲ設タルモ之ヲ全國ノ人口ニ照スルハ平均一校九十

八九萬人ノ割合ニシテ即通計二十四校ニ止ルノミ而シテ其經費ハ

地方會議ヲ以テ之ヲ定ムルニ至ルハ亦以テ脅迫ニアラサルナリ又

小學生徒タルモノハ既ニ其課業ヲ卒レハ概テ都會ニ負ヒ却テ

其目的タル高等ノ學科ヲ度外ニ置キ花柳身ヲ誤リ學資ヲ烏有ニ付

スルモノ比々之レアルハ毎ニ目撃スル所ナリ是レ畢竟各地上等學

校ノ設ナキニ因レリ故ニ費用ヨリ論ヲ起スモ閱歷ヨリ説ヲ立ルモ

共ニ修正ヲ可トス

○四番 福羽 美登

七番云ク邊陲ノ生徒ハ僅々小學科ヲ卒レハ他ニ就テ學  
 フヘキ學校ナキカ故ニ一府縣ニ一個ノ中學校ハ之ヲ設ケサル可ラ  
 ス而シテ其經費ハ地方議會ニ委スルヲ以テ毫モ脅迫ニアラスト本  
 官モ亦其進修ノ道ナキヲ憂エサルニアラスト雖モ元來政府ハ人民  
 ニ示スニ全國一般ノ規則ヲ以テスヘキモノニシテ決シテ之ヲ二様  
 ニ示スヘキモノニアラスト例ヘハ小學ノ爲ニカヲ盡スヘキヲ示シ而  
 シテ又更ニ中學ニモ之ヲ盡スヘシト云ハ、人民ハ之ヲ如何セン惟  
 フニ人民ヲ誘導スルニハ此事ハ政府ノカムル所ナレバ汝人民モ亦  
 其主義ヲ遵奉スヘシトスルニ過ス故ニ更ニ中學ノ事ヲ云ハ、地方  
 會議モ之ヲ調査スルニ憚ムヘシ若シ本修正ノ如ク許多ノ責任ヲ與  
 フルニ至ラハ人民ハ實ニ之ニ堪フヘカラサル所ナリ

○二十番 佐野 常民

前會ニ於テ本官ハ廿五番ヨリ甚キ攻撃ヲ來セリ其說  
 ニ小學ハ普通ノ教育ニシテ政府ノ力先導ヲ爲サ、ル可ラス之ニ反  
 シテ中學以上ハ人々各自ニ之ヲ爲ス可シ蓋シ高等ノ教育ヲ設ケテ  
 若干ノ人才ヲ出スモ其利益ハ一般直接ノ利益ニアラストシテ間接ノ  
 利益ナリト云ヘリ抑二十五番ハ現ニ文部ノ長官トシテ教育上ニ權  
 カヲ有スル人ナルヲ以テ本按ニ就テハ元ヨリ其關係スル所少カラ  
 サルヲ信スト雖モ而モ此言アルニ至ツテハ實ニ惟シマサルヲ欲ス  
 ルモ得可ケンヤ今本官ハ之ニ對シテ發議ヲ爲スニ先チ內閣委員ノ  
 説明ヲ請ヒ而シテ後更ニ廿五番ニ告ル所アラントス夫レ學制第九  
 十八章ニ凡學校ヲ設立シ及之ヲ保護スルノ費用ハ中學ハ中學區ニ  
 於テシ小學ハ小學區ニ於テ其費ヲ受クルヲ法トス故ニ官金ヲ以テ

之ヲ助クルモノハ學區ヲ助クルモノナリト掲ケ而シテ此ニ大學ノ  
事ヲ説カサルハ何ノ爲メナリヤ又中學小學云々ノ但書ニハ費用ノ  
項ヲ掲ク是果シテ町村費等ヲ以テ之ヲ辨スルニアラサルカ實際ノ  
處理如何ト爲ス請フ明解ヲ各ム勿ラシコトヲ  
○番一過新 學制ノ第九十八章ハ中學ノ費用ハ中學區ニテ支辨シ  
外 小學ノ費用ハ小學區ニテ支辨スルヲ示シタルモノニシテ決シテ大  
學ヲ云フニアラス其所謂大學ノ事ハ載テ他條ニ在リ蓋シ原則ハ師  
範學校ハ地方稅小學校ハ町村費ト分別スレト之ヲ要スルニ其地方  
ニヨリテ其取扱自ラ一様ナラス現今ニ在テハ其經費モ亦混雜シテ  
分明ナラサルナリ  
○二十番 現今中小學ノ區別ハ畧了解セリ本官モ亦必ス然ルヘ  
常民

シト思考ス目下三十六中學ノ如キ乃チ地方稅ヲ以テ之ヲ維持スル  
ナルベシ然ルニ其説明中大學ノ項ハ別ニ他條ニ示セリト云フ因テ  
更ニ質問センニ向ニ大學區ヲ分チ其地位ニ至ル迄細カニ布告セシ  
ヲ以テスレハ全國ニ大學尤カク可ラサルノ理ニシテ蓋シ昨年ノ稅  
目中ニ學校費アル所以ナラン然ラハ則チ其全國七大學區ノ經費ハ  
果シテ孰レヨリ支辨スルモノトナスヤ  
○番一過新 大學ノ項ハ明瞭ニ云ハサルモ可ナラン何トナレハ他  
ノ條ニ大學ハ文部卿直地ニ分割シ中學ハ地方官ノ適宜ニ具狀スル  
ヲ俟ツトアリ是中學ハ地方官ニ適切ニシテ大學ハ然ラザレハナリ  
而シテ大學ノ費用ノ如キ理ニ由テ之ヲ推セハ獨リ文部省ノ支辨ト  
爲ス可ラス假令之ヲ文部省ヨリ維持スト云フモ其費用ヲ舉テ該省

ヨリ出スニアラス等ノ如何ハ學制第九十二章ニ就テ見レハ自ラ  
明カナリ

○二十番 佐野 常民 内閣委員ノ辨明ハ猶茫洋タルヲ免レス學制第九十八  
章ニ凡學校ヲ設置シ及保護スルノ費用ハ中學ハ中學區ニ於テシ小  
學ハ小學區ニ於テ其責ヲ受クルヲ法トス云々トアリ凡ソ學制ハ文  
部省ノ統攝ニシテ其第二條ニ七大學區ヲ設クルヲ云ヒ而シテ之カ  
經費ヲ云ハサルハ畢竟政府ヨリ之ヲ支出シ且生徒ヨリ授業料ヲ領  
取スルナルヘシ然レモ官立學校モ公立ノ區域内ニ含蓄シテ論スレ  
ハ授業料ノミニテハ其費額ヲ辨スルハ實ニ難キモノナリ故ニ此維  
持ノ方法ニ於テ政府ト主任者トノ意ハ必ス茫洋タルノ理由ニ止マ  
サルヘシ其精神ハ政府ニ在ルヲ以テ本官ハ今日ニ及フモ能ク連綿

タル所以アリト信ス

○番一 辻新 外 前ノ辨明ハ蓋シ費用ノ一ハ學制中ニナキヤトノ問ナ  
リト誤解セシニ依レリ若シ大學ノ設立及其維持ノ費用ハ學制中ニ

アリヤ否トノ質問ナリトセハ只之ナシト答ヘンノミ蓋シ之ナキモ  
可ナリトス何トナレハ大學區ハ文部卿ノ直轄ナルヲ以テ假令其費  
用ヲ掲ケサルモ素ヨリ文部ヨリ之ヲ出スヲ以テナリ

○二十番 佐野 常民 了解セリ然ラハ則チ中學ハ中學區小學ハ小學區大學  
ハ政府之ヲ維持スルヲナルヤ明ナリ是ニ由テ之ヲ觀レハ小學ヨリ  
其人員ノ幾分ハ中學ニ上リ中學ヨリ又其幾分ハ大學ニ進ムノ處置  
ナリシカ此教育令ヲ以テセハ大中學校ニハ一切關涉セス單ニ小學  
校ヲ保護スルニ止マリテ其主旨全ク豹變セシナリ前會ニ於テ二十

五番二十四番及内閣委員等ノ説ヲ聞キ初メテ其改革ノ大意ヲ知ル  
ヲ得シモ本官ハ學制ノ改正ハ唯小學ニ在リト認メタルニ更ニ之  
ヲ推察スレハ却テ大中學ニ變革ヲ爲シタルモノニシテ小學ニハ之  
ヲ爲ササルカ如シ然ラハ則チ人民ハ必ス文字ヲ知ラサル可ラス故  
ニ小學ニハ政府之ヲ關涉スルモ中等以上ノ學校ニハ敢テ之ヲ爲サ  
スト云フニ止マルモノナルヤ再ヒ内閣委員ノ辨明ヲ煩ハサントス  
○番一外番次新 二十番ノ間ヲ所ノモノハ第一讀會ノ時ニ方リ既ニ之  
ヲ説明スト雖モ尙本條ノ修正説ヲ提出セシハ或ハ前説ノ未タ分明  
ナラサル所アルニ依ル者ト思考ス已ニ學制ニモ亦之ヲ一般ニ爲サ  
ル可ラスト定ム但中學校ハ之ヲキノミ此ノ如ク各々分別シテ支  
吾ナキ能ハサルヲ以テ更ニ學制ヲ改革シテ教育令ト爲スト云ヘル

内ニ含蓄スルモノニシテ本員ノ第一讀會ニ方リ學校ノ數ヲ定ムル  
如キハ政府ノ任ニアラストノ意ハ大畧盡シタルヘシ且二十番ハ本  
按ハ學制ニ比スレハ教育ノ小學ニ干涉ヲ加ヘタリト云フト雖モ此  
ノ如キハ人民ニ在テハ爲シ易クシテ却テ便ナリトナス蓋シ從來學  
區取締ハ皆官員ナルヲ以テ給料モ自ヲ多カリシモ今教育令ニ依レ  
ハ其斡旋スルモノハ官員ニアラサルヲ以テ假令其人員ノ多キモ給  
料少クシテ却テ便利ナリ決シテ干涉ニ過ルニアラス  
○二十番佐野答辨ヲ得テ益修正ノ要用ナルヲ覺フ夫レ小學ハ干涉  
スルヲ少ナシト云ハ、稍可ナルカ如シト雖モ本官ハ却テ政府ノ大  
中學ニ干涉スルノ猶少ナキヲ憂フルナリ何トナレハ高等ナル學科  
ニ干涉セザレハ社會人民ノ幸福ハ得可ラサレハナリ今若シ直接ニ

利アルモノニ非レハ國費ヲ拂フ可ラスト云ハ、目下政府ノ着手スル所ハ總テ否ナリト云ハサルヘカラス開拓使ハ内地ニ直接ノ便ヲ與フルカ且鐵道ノ如キハ全國ノ租稅ヨリ千萬圓以上ノ財ヲ費用スルモ其全國人民ハ悉ク之ニ駕スルヲ得ルカ鑛山亦然リ然レモ其之ヲ要スル所以ノモノハ都テ間接ノ利益ヲ收ムルカ爲メナリ更ニ直接ノ一方ヨリ論スレハ文部省ハ廢スヘシ大學校ハ閉ヘシ學士會院等ハ愈以テ益ナシト言ハサルヲ得サルニ至ル然レモ大學ノ設立止ムヲ得サルモノハ或ハ良醫ヲ出シ或ハ學士ヲ養成シ以テ全國ノ人民ニ幸福ヲ與フレハナリ夫ノ醫學ノ如キ無病健全ノ人ニ在テハ或ハ益ナキカ如クナルモ一旦病疾アルニ際シテハ其益極メテ大ナリ法律其他皆間接ノ利益アルモノハ外國人ヲ招待シテ巨費ヲ支消ス

ルモ實ニ之カ爲ナリ今若シ學校ハ小學ニ止マルトセハ以上ノモノモ都テ之ヲ廢スヘキノミ而シテ之ヲ廢セサルハ知識ヲ出シテ全國ノ利益ト爲ズノ故ニアラスヤ政府眞ニ全國ノ利益ヲ謀リ外人ヲ借ラスシテ世界ニ秀ルヲ欲セハ高等専門ノ學科ヲ設クルノ外他ナキノミ陸海軍亦然リ外人ハ日本ノ人民ヲ稱シテ文字ヲ知ルモノ多シトセリ元來人民ハ地球ノ形體圖ナルカ平ナルカヲ知ルヲ要セス却テ其職業ニ必要ナルヲ教ユルヲ要トス本官ハ前會以來本邦此ノ如クス可ラスト論シ且歐州モ此ノ如クナラスト辨セシハ是ノ謂ナリ若シ本官ノ説ノ如クシテ竹槍席旗ノ恐アリト云ハ、從來ノ如クシテハ忽チ天地モ潰裂スルノ憂アリト云ツヘシ德川氏ノ時ト雖モ猶各藩適宜ノ高等學校アリ今ヤ本場ニ上ルノ議官ハ苟クモ皆其薰陶

ヨリ出サルハナカルヘシ而シテ其子孫ノ各地ニアルモノハ悉ク租  
 税ヲ政府ニ收納スルニ政府ハ之カ學校ヲ設ケサルハ抑何ソヤ廿五  
 番ノ説ノ如ク間接ノ利益アレハ之ヲ設ク支那ノ如キモ漸々各地方  
 ヨリ俊秀ノ士ヲ出シ三千年來爲ス所歐州ノ今日ト異ナルヲナシ苟  
 モ高等學校ヲケレハ人ヲ教育スルヲ能ハス人ヲ教育セサルハ國ヲ  
 治ムルヲ能ハサルナリ本按若シ小學ヲ教育スルニ止マルトセハ本  
 官ハ歩ヲ進メ斷シテ之ヲ廢棄セント欲スルナリ

○議長 時正午ニ近キヲ以テ午餐ノ爲メ少時散會セヨ

午前第十一時五十五分開場

午後零時二十五分開場

依病  
退席

七番 齋藤 利行

十五番 津田 眞道

○議長 午前ノ續會ヲ開ク然ルニ本按ハ前會以來數回ノ討論アリテ  
 未タ餘蘊ナキ能ハサルカ如シト雖モ前會既ニ其例アルヲ以テ直ニ  
 決ヲ取ラント欲スルニヨリ之ヲ可トスルモハ起立セヨ

起立者十人

○議長 多數ナルヲ以テ直ニ決ヲ取ル可シ

○十一番 山口 大別段ニ建議セントス本官ハ未タ一回ノ發議ヲ爲サス  
 其孰レニ同意スルモ分明ナラサルノ際ナリ若シ目下決議ノ如クナ  
 ラハ章程ニ背キ且衆議ヲ要スルノ大旨ニ戻ルニ元來衆議ヲ要スル所  
 以ノモノハ善良ニ善良ヲ加ヘントスルカ爲メナリ然ルニ若シ此ノ



如キ例ヲ開キ二三ノ發議ニ止マルモソトセハ必ス一言ヲ發スル  
ヲ得サルモノアルニ至ラン是レ決シテ衆議ノ詮ナキナリ此ノ如  
キ惡例ハ章程ニ據リテ之ヲ改ムルヲ可トス今ヤ已ニ多數ヲ以テ決  
シタル上ハ亦已ムヲ得スト雖モ向後此ノ如キコナキヲ企望ス  
○議長 衆議概テ盡キタルヲ以テ議長ハ直ニ決ヲ取ントシ尙之ヲ衆  
議ニ問ヒ可決シタルナリ豈章程ニ背クト云フヲ得ンヤ況ヤ議官ハ  
每會必ス一回發議スヘシトノ規則ナキニ於テヲヤ十一番ハ若シ必  
ス發議ヲ要セハ何ソ初メニ之ヲ爲サ、ルヤ之ヲ發シテ後同意スル  
ト否トハ衆官ノ自由ニ在ルヘキナリ、  
○十一番 山口 衛芳 發議ニ制限ヲ與フル如キハ甚タ不可ナリ人ノ將ニ起  
立セントズルヲ抑ヘテ發議セシメサルハ其程度アルヘキナリ縦ヒ

議場ノ整頓ハ議長ニ在リト云フモ人ノ起立ヲ留ムルハ議長ノ權外  
ト云フモ不可ナカルヘシ故ニ本官ハ將來此ノ如キコナカラントヲ  
欲シテ一言ヲ呈セシナリ  
○十二番 河野 敏錄 本官ハ一言モ之ヲ云ハサルヲ可トス何トナレハ其事  
タル後來ヲ云フモノナレハナリ若シ半途ニシテ決ヲ取ル可ラスト  
セハ前會ニ於テ本官ト十一番ト同時ニ建議スルニ方リ本官先ニ之  
ヲ述ヘ衆議盡タリト認メ即決ヲ取ラント要請シタルニ二十一番モ  
同意シタルニアラスヤ今日ト前會ト何ノ差違カアル且只後來ノ爲  
トシテ目下ノ事ニ故障スルニアラサレハ後日ニ至リ更ニ發議セン  
トスル時ニ方リテ之ヲ可否スルモ未タ晚カラサレハ今直ニ決ヲ取  
ルモ妨ケナカルヘシ而シテ每會必ス一度ノ發議ナカル可ラスト云

フニ非ス又二回三回ハ之ヲ爲ス可ラスト云フニモアラス理論ヨリ云ハハ一回ヨリ二回ノ發議ハ名論ナルモ知ル可ラサレハナリ

○議長 二十番ノ修正ヲ可トスル者ハ起立セヨ

起立者五人

○議長 少數ナルヲ以テ二十番ノ修正ハ消滅ス

○二十八番前島 本案第十條中町村内ノ下「學校事務」ヲ教育事務及「學務委員」ヲ教育委員ト修正セントス是レ蓋シ單ニ文字ノ修正ニ止

マル如クナレモ要スルニ其任ハ教育ニ在リテ徒ニ學校事務ヲ幹理スルニ止マラサルヲ以テナリ

○議長 二十八番ノ修正ハ贊成者ナキヲ以テ消滅シ本按ヲ可トスル者ハ起立セヨ

起立者十五人

○議長 多數ナルヲ以テ本按ニ決ス

書記官戸田秋成

第十一條 學務委員ハ其町村人民ノ選舉タルヘシ

○議長 發議ナキヲ以テ本按ヲ可トスル者ハ起立セヨ

全員悉起立

○議長 全會一致ナルヲ以テ本按ニ決ス

書記官戸田秋成

第十二條 學務委員ハ府知事縣令ノ監督ニ屬シ兒童ノ就學學校ノ設置保護等ノ事ヲ掌ルヘシ

○議長 本案ヲ可トスル者ハ起立セヨ

○議長 全員悉起立

○議長 全會一致ナルヲ以テ本案ニ決ス

書記官 戸田秋成 左ノ按ヲ朗讀ス

第十三條 凡兒童六年ヨリ十四年ニ至ル八箇年ヲ以テ學齡トス

○議長 本案ヲ可トスル者ハ起立セヨ

○議長 全員悉起立

○議長 全會一致ナルヲ以テ本按ニ決ス

書記官 戸田秋成 左ノ按ヲ朗讀ス

第十四條 凡兒童學齡間少クトモ十六箇月ハ普通教育ヲ受クヘシ

○議長 本按ヲ可トスル者ハ起立セヨ

○議長 全員悉起立

○議長 全會一致ナルヲ以テ本按ニ決ス

書記官 戸田秋成 左ノ按ヲ朗讀ス

第十五條 學齡兒童ヲ就學セシムルハ父母及後見人等ノ責任タル

ヘシ

但事故アリテ就學セシメサルモノハ其事由ヲ學務委員ニ陳述

スヘシ

○議長 第十番 山口尚芳 僅々文字ノ修正ヲ加ヘント欲ス父母及ノ下後見人

三字ハ無用ナリ但戸籍法ニ於テ女モ亦戸主タルノ權ヲ有スルモノ

トセリ故ニ今後見人ノ三字ニ換フルニ姉兄ノ二字ヲ以テセンコトヲ

望ム

○議長 十一番ノ修正ハ賛成者ナキヲ以テ消滅ス即本按ヲ可トスル

者ハ起立セヨ  
起立者十五人

○議長 多數ナルヲ以テ本按ニ決ス  
書記官 戸田 秋成 左ノ按ヲ朗讀ス

第十六條 公立小學校ニ於テハ八箇年ヲ以テ學期トス土地ノ便宜ニ因リテハ此學期ヲ縮ムルコトヲ得ヘシト雖モ四箇年ヨリ短クスヘカラス此四箇年間ハ毎年授業スルコト必ス四箇月以上タルヘシ

○議長 本按ヲ可トスル者ハ起立セヨ  
起立者十人

○議長 多數ナルヲ以テ本按ニ決ス

書記官 戸田 秋成 左ノ按ヲ朗讀ス

第十七條 學校ニ入ラスト雖モ別ニ普通教育ヲ受クルノ途アルモノハ就學ト做スヘシ

○議長 本按ヲ可トスル者ハ起立セヨ  
全員悉起立

○議長 全會一致ナルヲ以テ本按ニ決ス  
書記官 戸田 秋成 左ノ按ヲ朗讀ス

第十八條 學校ヲ設置スルノ資力ニ乏シキ地方ニ於テハ教員巡回ノ方法ヲ設ケテ兒童ヲ教授セシムルコトヲ得ヘシ

○議長 本按ヲ可トスル者ハ起立セヨ  
全員悉起立

○議長 全會一致ナルヲ以テ本按ニ決ス

書記官 戸田秋成 左ノ案ヲ朗讀ス

第十九條 學校ニ公立私立ノ別アリ地方稅若クハ町村ノ公費ヲ以

テ設置セルモノヲ公立學校トシ一人若クハ數人ノ私費ヲ以テ設

置セルモノヲ私立學校トス

○議長 本按ヲ可トスル者ハ起立セヨ

全員悉起立

○議長 全會一致ナルヲ以テ本按ニ決ス

書記官 戸田秋成 左ノ按ヲ朗讀ス

第二十條 公立學校ヲ設置或ハ廢止セシト欲スルモノハ府知事縣

令ノ認可ヲ經ヘシ

○議長 本按ヲ可トスル者ハ起立セヨ

全員悉起立

○議長 全會一致ナルヲ以テ本按ニ決ス

書記官 戸田秋成 左ノ按ヲ朗讀ス

第二十一條 私立學校ヲ設置或ハ廢止スルモノハ府知事縣令ニ開

○議長 本按ヲ可トスル者ハ起立セヨ

起立者十人

○議長 多數ナルヲ以テ本按ニ決ス

書記官 戸田秋成 左ノ按ヲ朗讀ス

第二十二條 公立學校ノ教則ハ文部卿ノ認可ヲ經ヘシ

○議長 本按ヲ可トスル者ハ起立セヨ  
全員悉起立

○議長 全會一致ナルヲ以テ本案ニ決ス  
書記官 戸田秋成 左ノ按ヲ朗讀ス

第二十三條 私立學校ノ教則ハ府知事縣令ニ開申スヘシ  
○議長 本按ヲ可トスル者ハ起立セヨ

○議長 全會一致ナルヲ以テ本按ニ決ス  
書記官 戸田秋成 左ノ按ヲ朗讀ス

第二十四條 文部卿若シ學校ノ教旨國安ニ害アリト認ムルトキハ其授業ヲ禁止セシムヘシ

○十二番 河野敏録 本條ハ删除スヘシ蓋シ教則ニ戻リ國安ヲ妨害スルモノアリト認ムルハ當務官ハ直ニ之ヲ禁止スル固ヨリ論ナシ況ヤ警察官ノ在ルアレハ之ヲ處スルニ難カラサルニ於テヤ惟フニ國安ニ害アリ等ノ字ヲ掲グルハ政府威力ノ薄弱ヲ示スモノナリ須ラク删除スヘシ

○一番 東久世通禧 賛成  
○議長 十二番ノ動議ハ賛成者アルヲ以テ問題ト爲ス

○外一番 辻新次 十二番ノ説ハ稍道理アルニ似タレモ其國安ヲ害スルコト萬之ナキハ保證ス可ラス若シ夫レ之ヲ明文ニ掲ケサルトキハ以テ禁止スヘキ途ナシトス且假ヒ警察官アルモ詳ニ之ヲ知ルハ難シ然レモ文部省ハ其專任ナルヲ以テ直ニ之ヲ知ルヲ得故ニ之ヲ削ル

ハ不可ナリトス其事トモハ...

○十二番 河野 敏 内閣委員ハ原按ヲ主持シテ國安ヲ害スルモノヲ認ム

ルハ獨リ文部省ノ爲シ得ル所ナリト云フカ如シト雖モ元來國安ニ

○注意スルハ文部省ニアラスシテ警察官ナリ豈文部省ハ明ニシテ警

察官ハ不明ナリト云フヲ得ンヤ惟フニ教則ニ順ヒ或ハ之ニ戻ルヲ

○監督スルハ宜ク文部ノ責任ト爲スヘキナリ今ヤ時正ニ太平ナルニ

何爲レト此ノ如キ不祥ノ文字ヲ下スヤ實ニ本官ノ快トセサル所ナ

○十一番 山口 尚 十二番ノ説ハ表面ヨリ見レハ正論ニ近シト雖モ之ヲ

裏面ヨリ見レハ太タ否ラス蓋シ國安ヲ害スルハ其淵源多クハ教育

ニ關ス詳カニ既往ノ實跡ヲ熟考シ而シテ後之ヲ慮ルヘキナリ歐州

○ニテハ耶蘇僧侶アリテ教道ヲ司掌ス夫ノ佛國ナレバ蓋世ノ勇

力ヲ以テスラ猶且稍ク其僧侶ノ權ヲ制抑スルニ過ス而シテ其方法

ヲ問ヘハ前ニハ免許ヲ與ヘ後ニハ條約ヲ結ヒタルナリ是レ其間種

々ノ方畧ヲ生セシカ爲ナリ英國ノ如キハ自由ニ之ヲ許スト云フモ

○實際其害アルニヨリテ目下之カ改正ニ着手セリト云フ是ヲ以テ之

ヲ觀レハ文部卿之ヲ允許スト爲スハ十二番ノ修正ノ如クシテ可ナ

○唯往昔本願寺ノ僧侶カ信長ニ抗シタルモ其淵源ハ學校ナリ今ヤ自

由教育ヲ許サントセハ本條ハ必スナカル可ラストス

○議長 十二番ノ本條删除ノ説ヲ可トスル者ハ起立セヨ

○議長 起立者五人

○議長 少數ナルヲ以テ十三番ノ修正ハ消滅ス即本按ニ決ス

○議長 本案ヲ可トスル者ハ起立セヨ

三十一

書記官 戸田 秋成

第二十五條 公立學校ノ費用府縣會ノ議定ニ係レルモノハ地方稅

ヨリ支辨シ町村人民ノ協議ニ係レルモノハ町村費ヨリ支辨スヘ

○議長 本按ヲ可トスル者ハ起立セヨ

全員悉起立

○議長 全會一致ナルヲ以テ本按ニ決ス

書記官 戸田 秋成

第二十六條 町村費ヲ以テ設置保護スル學校ニ於テ補助ヲ地方稅

ニ要スルトキハ府縣會ノ議定ヲ經テ之ヲ施行スルコトヲ得ヘシ

○議長 本案ヲ可トスル者ハ起立セヨ

全員悉起立

○議長 全會一致ナルヲ以テ本按ニ決ス

書記官 戸田 秋成

第二十七條 公立學校ノ土地ハ免稅タルヘシ

○二十八番 前島 密 公立學校ノ土地トハ其意味茫洋タルヲ免レズ第一

讀會ニ於テ内閣委員ハ學校所屬ノ地ヲ總稱スト説明スルヲ以テセ

ハ本按モ亦其主意タルヘシ然ルニ目下學校所屬ノ地ハ有稅ニシテ

社寺ニ屬スルモノハ無稅ナリ惟フニ學校ト社寺トハ同視シテ可ナ

ラン故ニ公立學校ノ敷地ト修正スルヲ可トス

○二十七番 河瀬 興孝 贊成

○議長 廿八番ノ修正ニ贊成者アルヲ以テ問題トス

三十一

二十六



○二十五番 田中不 或議官ハ本條土地ヲ公立學校ノ敷地ト修正ス可

○シト云フト雖モ其制限ナキ間ハ更ニ原按ニ異ナルコトナシ抑原按ニ  
ハ所屬ノ土地トアリ他ノ土地ト雖モ猶含蓄スルノ意味アルヲ以テ  
此ノ如ク稍其區域ヲ狹ムルナリ然ルニ今之ヲ敷地ト爲スモ之ニ制  
限ナキトキハ實ニ無功ナル修正ト云フヘシ大抵現今學校ノ土地ハ  
僅ニ一萬有餘金ヲ以テ之ヲ購買セリ而シテ學校ノ全數二萬アリ思  
フニ向後之ニ倍スル迄ニハ至ラサルヘシ然ラハ其計算ノ差ハ大約  
二萬圓金ナルヘシ本官モ其實之カ増殖ヲ欲スルモ決シテ之ヲ増サ  
ルナリ故ニ其免稅トナルモ政府ノ計算上ニ於テハ大ニ關係スル  
所ナカルヘシ縱ヒ敷地ト爲スモ制限ナケレハ之カ修正ハ無用ナリ

トス

○二十八番 前島 二十五番ハ制限ナキ以上ハ敷地ト修正スルハ無用

ナリト云ト雖モ其敷地ト稱スルモノハ隔離ノ地ヲ指ニアラス又小  
學校ニ數萬坪ヲ要セサルコトハ人ノ善ク知ル所ナリ今單ニ土地ト云  
ヘハ所有ノ地ニ含蓄スルモノト思ハル、ヲ以テ一讀直ニ免稅ノ地  
ナリト人ノ早解スルヲ要スルナリ且素ヨリ其寄附金モ甚々寡少ナ  
リト云フモ是レ久シク其然ルヤ否ヲ保ツ可ラス又寺院ニハ現ニ許  
多ノ寄附地多キモ時ノ變遷ニヨリテハ其之ヲ永存スルヲ保チ難キ  
モノアリ若シ寄附等アリ又或ハ他ヨリ轉屬スルコトアリテ種々ノ土  
地ヲ含蓄スルニ方リ終ニ他日實際ノ紛雜ヲ生スルアルモ期スヘカ  
ラス是修正說ノ無用ニアラサル所以ナリ

○二十四番 細川潤 二十八番ハ土地ヲ敷地ト爲サントスルノ修正說

ナリト雖モ已ニ原按ニ所屬ノ地トアルヲ經濟上并後來ノ關係ヲ避  
 ケ本條ノ如クシタルモフナレハ之ヲ敷地ト修正スルハ却テ不可ナ  
 ラン何トナレハ敷地ノ二字ヲ解スルニ廣ク之ヲ取レハ敢テ不可ナ  
 ケレトモ若シ社寺ノ敷地ト同視シ唯其建物ノ掩フ所ノ土地ノミ  
 免稅ト爲サハ大ニ紛雜ヲ生スルヲ恐ル學校ニハ生徒健康ノ爲メ遊  
 歩運動ノ地モナカルヘカラス仍テ本條ノ如ク修正セリ決シテ遠隔  
 ノ地ヲ指スニ非ス乃チ建物所在ノ地ヲ云フナリ又敷地ト爲シ難キ  
 地アリ即チ本官住宅ノ近傍ニ學校地アルモ未ダ其建築ナキヲ以テ  
 其近傍ノ人家ヲ借テ假學校トシ該校附屬ノ地ハ暫ク空閑ナルニヨ  
 リテ草蕪ト爲レリ故ニ之ヲ人民ニ貸與シ其地代ヲ以テ目下學校ノ  
 家稅ヲ拂フアリ是レ學校ハ借地ニシテ土地ハ貸地ナリ若シ敷地ト

爲サハ亦所屬ナリ而シテ敷地ノ意ヲ狭ク解スルハ建築物ノ下ト爲  
 スニ至ル今述ル如キノ土地ハ敷地ト爲サ、ルモ敷地ノ目ヲ爲スカ  
 故ニ敷地ノ如キモノナリ既ニ所屬ト書スヘカラス又敷地ト記スヘ  
 カラス故ニ止ムコトヲ得ス單ニ土地ト掲ケタリ若シ他ニ名文アラハ  
 之ヲ用フルハ可ナリト雖モ敷地トスルノ說ハ遂ニ從フヲ得サルナ  
 リ

○議長 時二時ニ至リタルヲ以テ茲ニ場ヲ閉チ明日續會ヲ開クヘシ  
 散會セヨ

午後第二時閉場

○議事 第一 議事 第二 議事 第三 議事 第四 議事 第五 議事 第六 議事 第七 議事 第八 議事 第九 議事 第十 議事 第十一 議事 第十二 議事 第十三 議事 第十四 議事 第十五 議事 第十六 議事 第十七 議事 第十八 議事 第十九 議事 第二十 議事 第二十一 議事 第二十二 議事 第二十三 議事 第二十四 議事 第二十五 議事 第二十六 議事 第二十七 議事 第二十八 議事 第二十九 議事 第三十 議事 第三十一 議事 第三十二 議事 第三十三 議事 第三十四 議事 第三十五 議事 第三十六 議事 第三十七 議事 第三十八 議事 第三十九 議事 第四十 議事 第四十一 議事 第四十二 議事 第四十三 議事 第四十四 議事 第四十五 議事 第四十六 議事 第四十七 議事 第四十八 議事 第四十九 議事 第五十 議事 第五十一 議事 第五十二 議事 第五十三 議事 第五十四 議事 第五十五 議事 第五十六 議事 第五十七 議事 第五十八 議事 第五十九 議事 第六十 議事 第六十一 議事 第六十二 議事 第六十三 議事 第六十四 議事 第六十五 議事 第六十六 議事 第六十七 議事 第六十八 議事 第六十九 議事 第七十 議事 第七十一 議事 第七十二 議事 第七十三 議事 第七十四 議事 第七十五 議事 第七十六 議事 第七十七 議事 第七十八 議事 第七十九 議事 第八十 議事 第八十一 議事 第八十二 議事 第八十三 議事 第八十四 議事 第八十五 議事 第八十六 議事 第八十七 議事 第八十八 議事 第八十九 議事 第九十 議事 第九十一 議事 第九十二 議事 第九十三 議事 第九十四 議事 第九十五 議事 第九十六 議事 第九十七 議事 第九十八 議事 第九十九 議事 第一百 議事

元老院會議筆記明治十二年六月廿日

○第三百三十六號議案 教育令第二讀會 六月十九日

議長 柳原前光 代理

出席議員

- 第一番 東久世通禧
- 第二番 福羽美靜
- 第三番 大久保一翁
- 第四番 大給恒
- 第五番 山口尙芳
- 第六番 河野敏錄
- 第七番 岩下方平

廿四番 細川潤次郎

廿五番 田中不二磨

廿六番 伊丹重賢

廿七番 河瀬真孝

内閣委員 番外太政官權大書記官辻 新次

午前第九時五十八分開場

○議長 本日ハ正副議長共ニ欠席セルニヨリ本官代理ヲ爲シ第三百二十六號議按第二讀會ノ續ヲ開ク

○十一番山口 別段ノ建議ヲ爲サントス本日ハ出席議員ヲ數フルニ僅ニ十一人ニシテ議場甚タ寂寥ナリ但總員三分ノ一ニ充ルヲ以テ敢テ議事規則ニ觸ル、コナシト雖モ若シ更ニ二人ノ所勞ヲ發スル

如キアラハ忽チ閉場ニ至ルヘシ殊ニ前會ニ修正ヲ提出セシ廿八番モ欠席セリ本官モ亦條中男女同場ノコニ就キ所見アレ此ノ如キ少數ノ人員ニテ存廢ヲ決スルハ懷ニ釋然タル能ハサル所アリ故ニ本日ハ特ニ延會センコトヲ企望ス

○八番大給 恒 賛成

○二十四番細川 潤 次郎 議事規則ニ據レハ全員三分ノ一ニ充ルヲ以テ敢テ妨ナシト雖モ抑決ヲ多數ニ取ル所以ノモノハ多數ノ同議ヲ欲スルカ爲ナリ過日モ已ニ其例アリ仍テ十一番ノ建議ヲ賛成ス

○議長 十一番ノ建議ヲ可トスル者ハ起立セヨ

全員悉起立

○議長 全會一致ナルヲ以テ本日ハ延會ニ決シ次會ハ更ニ報告スヘ

○シ散會セヨ一類ヲ以テ本日の議會ニ出テ其議ニ見テ其言スヘ  
午前第十時六分閉場

○議長 十一番 藤田トヨイタニ其國ヲ以テ其議ニ出テ其言スヘ

○議長 十一番 藤田トヨイタニ其國ヲ以テ其議ニ出テ其言スヘ

○議長 十一番 藤田トヨイタニ其國ヲ以テ其議ニ出テ其言スヘ

○議長 十一番 藤田トヨイタニ其國ヲ以テ其議ニ出テ其言スヘ

○議長 十一番 藤田トヨイタニ其國ヲ以テ其議ニ出テ其言スヘ

○議長 十一番 藤田トヨイタニ其國ヲ以テ其議ニ出テ其言スヘ

○議長 十一番 藤田トヨイタニ其國ヲ以テ其議ニ出テ其言スヘ

○議長 十一番 藤田トヨイタニ其國ヲ以テ其議ニ出テ其言スヘ

○議長 十一番 藤田トヨイタニ其國ヲ以テ其議ニ出テ其言スヘ

元老院會議筆記明治十二年六月廿三日

○第三百三十六號議按教育令第二讀會六月二十日開大議

議長 親王

出席議員 十一番

一番 東久世通禧

二番 水本 成美

三番 伊集院兼寛

四番 福羽 美靜

五番 秋月 種樹

六番 大久保一翁

七番 齋藤 利行

八番 大給 恒  
 十一番 山口 尙芳  
 十二番 河野 敏鎌  
 十四番 中島 信行  
 十五番 津田 眞道  
 十七番 楠田 英世  
 十九番 河田 景興  
 廿一番 岩下 方平  
 廿三番 柳原 前光  
 廿四番 細川 潤次郎  
 田中 不二磨

廿六番 伊丹 重賢  
 廿八番 前島 密  
 内閣委員 番外 太政官權大書記官 辻 新次

午前第九時四十七分開場  
 ○議長 本日ハ第百三十六號議案第二讀會ノ續ヲ開ク  
 ○番一 番次 前會ニ於テ二十八番議官ノ土地ヲ敷地ト修正スル旨  
 意ヲ聞クニ土地ト云ヘハ際限ナキ語ナルヲ以テ爲メニ免稅ノ地衆  
 多ナルニ過クルヲ恐ル、ニアリ然レ田十年ノ調査ニヨレハ公立二  
 萬四千四百八十三校ニシテ其地券高ハ四十一萬二千六百九十五圓  
 九十錢ナレハ其二分五厘ハ壹萬三千七百五十六圓五十三錢トナル  
 是ニ由テ之ヲ見レハ敢テ巨額ト云フ可キニアラス而シテ漸次其制



○十四番中島 元來本按ハ稍停進ノ精神ヲ帶シモ外此ハ其大村一校構内ノ如キ無税ニシテ適當ナル對シ故ニ本官ハ本按ニ可本此トスルニモニ事ニテ除シタルニ至リハ其審判人ハ意候

○一番新田 本條ヲ删除セシム欲スルニ趣意免稅則不可トスルニ非ズ其内閣議段ノ布告後又其意候ニ在リ然レハ本按ニハ其布告云々ノ工スルヲ見ス豈ナリ三番ニ關シテ要シヤ且免稅ノハ本按中ノ美事ナレハ須ク之願案學決シテ工ヲ望ムセ

○八番大瀨 本官ハ十四番ト意見ヲ同ツス抑之ヲ敷地ト修正スルヤ其概ハ軒外三尺止マシテ以テ運動場ヲ其小老則除根置サ可ラサレニ至ラシ又原據外所屬ト云フ必ズ學藝建設地ニ與テ指ストイ見解ヲ下スコ能ク即チ遠隔ニ地學藝ニ其各養育學校

屬スルモノハ皆所屬ヲ是テ以テ本官ハ本按ヲ可トス

○議長二 二十八番ノ修正ヲ可トスル者ハ起立セヨ

○起立者二人

○議長三 少數ナルヲ以テ二十八番ノ修正ハ消滅ス

○十二番河野 本條ハ删除セシム欲ス蓋本條ニ衆議ノ紛々タルハ其土地ノ制限ヲ立ルヲ不可トスルニ非スシテ其解シ易キ文字ヲ下サ

○何ヲ頼シテ之ガ制限ヲ立テシム欲スル乎内閣委員曰ク其制限ハ別段ノ布告ヲ以テ決スト其レ或ハ然ラシ然レ其布告タルヤ素ト無形ノモノニシテ未ダ願未ノ豫メ見ル可ラサル者ナリ況ヤ假令本條ヲ削ルモ敢テ影響ノ他ニ及フモノナキヲヤ又況ヤ免稅ノ事タル



急遽ヲ要セサルモノナルヲヤ

○十一番 山口 尚芳 賛成ス惟フニ單ニ免稅ト爲スルハ一町一村皆競フテ其校地ノ廣大ナランコトヲ欲シ終ニハ奸策ヲ企テ其所屬ノ名義ヲ學校ニ付スルモノアルニ至ラン然レハ到底其制限ヲ立テサル可ラス而シテ其制限未タ定ラザルヲ以テスレハ寧ロ本條ヲ削除スルニ如カストス

○十七番 補田 英世 賛成ス蓋シ學校土地ノ免稅タルト否ラサルトノ大體

ハ之ヲ憲法ニ載ス可キモノニシテ素ヨリ重大ノコトタリ假令土地ヲ寄附スルモ其國稅ヲ除テ而シテ後ニ爲ス可キナリ且其寄附八年々大藏卿ノ統計表ニ依リテ之ヲ知ルヘキナリ

○議長 十二番ノ動議ニ賛成者アルヲ以テ問題ト爲ス

○二十八番 前島 密 本官ノ修正說消滅セシ上ハ本條ノ如キハ寧ロ之ヲ

キニ如カス仍テ十二番ヲ賛成ス

○議長 十二番ノ修正ヲ可トスル者ハ起立セヨ

起立者七人

○議長 少數ナルヲ以テ十二番ノ修正ハ消滅シ本按ニ決ス

書記官 戸田 秋成 左ノ按ヲ朗讀ス

第二十八條 凡學事ニ供スル寄附金等ハ其寄附人ヨリ指定セシ目

途ノ外ニ支用スルコトヲ得ス

○七番 齋藤 利行 凡學事ニ供スル云々ノ字ヲ凡學校ニ供スル云々ト修正

セントス蓋シ學校ト云ハハ教場ノコトニシテ學事ト云ハハ其事務ナリ故ニ其事務ニ供スルト云ハシヨリ寧ロ教場ニ供スルヲ適切ナリ

トス續テ第四十三條ニ至ルモ亦然セント欲スニ其スルモ亦然セリ

○議長 七番ノ動議ハ賛成者ナキヲ以テ消滅ス

○八番大給 本條ノ精神ハ太々深切ナルニ似テ却テ非ナルモノトス  
何ナレハ或ハ書籍ヲ購ヒ或ハ器械ヲ造ルハ必ス寄附人ノ目途ヲ  
要セス又其寄附人學校ノ事情ヲ知ラスシテ某物ヲ購入セヨ某品ヲ  
調製セヨト囑託センニ其物品果シテ無用タルモ亦知ル可ラス若シ  
本條ナキハ理事者或ハ濫費スルヲ恐レオキヲ保タスト雖モ苟モ  
公益ニ任スルノ人ニシテ豈之ヲ濫費スルモノアラシヤ故ニ本官ハ  
本條ヲ删除セント欲ス

○十二番河野 賛成ス其否カハ理由ノ一端ヲ舉ケンニ若シ寄附人ノ  
死シタリハ何時マテモ其多數ノ金ヲ無用ニ積置カサルヲ得サル

○議長 八番ヲ修正ニ賛成者アルヲ以テ問題ト爲ス

○二十五番田中 本條ノ精神ハ寄附人ヲ保護スルカ爲メ設ケタル  
モフニシテ譬ハ學校ヲ永遠ニ維持スル目途金ナルニ之ヲ賞譽又  
ハ建築ニ支消スルヲ防クモノナリ或議官ハ寄附人死スルハ云々  
ト論スレハ是レ豈敢テ生死ヲ論セシヤ唯其人ノ囑託ニ依ルニ本  
條ハ不可ナシトス

○八番大給 本官ノ説ハ現在生存人ニ在リシニ賛成者ハ遠ク死人ノ  
事ニ論及セリ然ルニ反對論者ハ云ク本條ハ寄附人ヲ保護スル爲メ  
ニ設ケタルモノナリ結果シテ然ラハ學校ノ理事者ハ膠柱瑟ヲ鼓スル  
者ノ類ニシテ縦ヒ其音律ヲ適調ヲ欲スト雖モ豈得ヘケンヤ夫ノ寄

附人ハ一々學校ノ倉庫ヲ検査シテ後ニ物ヲ寄附スルモノニアラス  
又慢ニ某物購入ノ爲メニ金額ヲ寄附スルハ例ヘハ倚子已ニ餘リ  
アルモ必ス其請求ニ副ハサルヲ得サラン且教育令ハ寄附人ノ金ヲ  
出スヲ待ツヘキモノニ非ス即チ政府ノ補助金及地方税其他ノ協議  
費ヨリ成立スルモノナルヲ以テ寄附人ノコヲ掲載スルハ全國人ノ  
意中ニ立入ル如キモノナリ故ニ本官ハ假令駁議ヲ得ルモ前説ヲ確  
守スルハ厚ク心ヲ學校ニ用フルニ在ルノモ  
○十二番 河野敏雄 二十五番ハ本官ノ説ニ對シ死者ノ權理ヲ保護スト辨  
スルモ死者ハ死シテ止ムノミ我輩決シテ列ヲ同ウスルコト能ハス其  
レ然リ豈生者ノ如ク相談ヲ爲スヲ得ヘケンヤ然ラハ則チ之ヲ其相  
續人ト協議スルコトモ記載セサル可ラサルニ至ラン故ニ本條ハ到底

不可ナリトス  
○外一 辻新 若シ本條ヲ削ラハ理事者ノ爲ニハ或ハ便利ナルモ其  
寄附人ノ志願ヲ達スルコト能ハサラン蓋シ目的ヲ立テ、寄附スルモ  
ノハ其不足ヲ補フ爲メニナスモノニシテ決シテ目的ナキモノヲ云  
フニアラス既ニ其目的アルモノヲ理事者之ヲ隨意ニスルヲ得テ可  
ナランヤ  
○議長 八番ノ修正ヲ可トスル者ハ起立セヨ  
起立者二人  
○議長 少數ナルヲ以テ八番ノ説ハ消滅シ即チ本案ニ決ス午餐ノ爲  
メ一旦散會セヨ  
午前第十一時五十五分開場

午前十時三十分開場

午後零時第三十分開場

○議長 午齋引續キ以會ヲ開クハ既ニ明キ本業ニ共ニ于登ル

書記官戸田秋成 左ノ按ヲ朗讀ス

○第二十九條 公立小學校ヲ補助セシムル爲ニ文部卿ヨリ毎年補助金

ヲ各府縣ニ配付スヘシ

○議長 本按ヲ可トスル者ハ起立セヨト云々本會ニ本會ニ情願シ

ハ全員悉起立シテニヤスルニシテ夫レノ目録ヲ示シテ

○議長 全會一致ナルヲ以テ本按ニ決シ次條ニ移ル可シ

○書記官戸田秋成 左ノ按ヲ朗讀ス

第三十條 府知事縣令ハ文部卿ヨリ領取セシ補助金ヲ各公立小學

校ニ配付スヘシ

○議長 本按ヲ可トスル者ハ起立セヨト云々本會ニ本會ニ情願シ

ハ全員悉起立シテニヤスルニシテ夫レノ目録ヲ示シテ

○議長 全會一致ナルヲ以テ本按ニ決シ次條ニ移ル可シ

書記官戸田秋成 左ノ按ヲ朗讀ス

第三十一條 前年中授業四箇月ニ滿タサザル小學校ニハ補助金ハ

配付セザルニシテ

○議長 本按ヲ可トスル者ハ起立セヨト云々本會ニ本會ニ情願シ

ハ全員悉起立シテニヤスルニシテ夫レノ目録ヲ示シテ

○議長 全會一致ナルヲ以テ本按ニ決シ次條ニ移ル可シ

書記官戸田秋成 左ノ按ヲ朗讀ス

第三十二條 私立小學校タリト雖モ府知事縣令ニ於テ其町村人民

ノ公益タルコトヲ認ムルトキハ補助金ヲ配付スルコトヲ得ヘシ

○十一番 山口 本條ハ刪除セント欲ス夫レ從前ノ學制ニヨレハ地方

官ハ自カラ學事ヲ監督セシト雖モ教育令ハ人民ノ自由ニ任セ地方

官ハ其具申ヲ受ルノミ然ルニ府知事縣令ニシテ其私立學校ヲ公益

ト認ムレハ乃チ補助金ヲ配付スト爲スハ抑不可ノ甚シキニアラス

ヤ此ノ如キハ何ヲ以テ府知事縣令ハ之ヲ認ムヘキヤ法律中更ニ其

事アルヲ見ス宛ヤ地方官ノ不公正キヲ保タサルニ於テヲヤ苟モ

正租ノ二部分ヲ與フルモノヲ以テ地方長次官ノ獨斷ニ任シテ可ナ

ラレヤ宜ク詳ニ其長否ヲ定メサルヘカラス是本官カ本條ヲ削除セ

ント欲スル所以ナリ

○議長 十一番ノ説ハ賛成者ナキヲ以テ消滅ス即チ本按ヲ可トスル

者ハ起立セヨ

○議長 起立者十八人

○議長 多數主ルヲ以テ本按ニ決ス

書記官 戸田 秋成 左ノ按ヲ朗讀ス

第三十三條 教員巡回ノ方法ヲ以テ教授セシムルコト一箇年四箇

月以上ニ至ルノ町村ニハ補助金ヲ配付スルコトヲ得ヘシ

○議長 本按ヲ可トスル者ハ起立セヨ

○議長 全員悉起立

○議長 全會一致ナルヲ以テ本案ニ決シ次條ニ移ルヘシ

書記官 戸田 秋成 左ノ按ヲ朗讀ス

第三十四條 各府縣ニ於テ其教員ヲ養成センカ爲ニ便宜ニ隨テ公

○獨立師範學校ヲ設置スルニ本條ニ於テ大體ニ依リテハ

○二十四番 細川潤 本條教員ヲ養成センカ爲ニ十字ヲ刪除セント

欲ス蓋シ修正ノ際ニ刪除スルニテ誤テ漏脱セシナリ何トナレハ第

九條ニ於テ兒童ヲ教育セシガ爲ニ十字ヲ削リシハ第三條ニ小學

校ハ普通ニ教育ヲ兒童ニ授クル所ニテアルニヨレリ本條モ亦第

六條ニ師範學校ハ教員ヲ養成スル所トスアルヲ以テ本條ノ如キ

○八更ニ重複ス屬スルハ本條ニ於テ

○七番 和行 賛成人

○議長 二十四番ノ修正ニ賛成者アルヲ以テ問題ト爲ス

○十四番 中島 本官ハ二十四番ニ同意モ然レテ内閣下附ノ原按ニ左

祖ス毎ト大レハ其原按ニ府縣會ノ議定ヲ以テ之ヲ依リテ其蓋シ地方

○稅ニ關スルニ府縣會ヲ議定ヲ以テ之ヲ依リテ其蓋シ地方

ノ公益ヲレハナリ然レモ原按ノ如キモ未ダ府縣長官專斷ノ弊ナキ

ヲ保ツ能ハルモ府縣會三十四番ヲ說ニ勝ビリト想ハルハ其二十四番

○二十五番 田中 三十四番ノ修正ハ畢竟重複ヲ省ク爲メ決シ

テ本按ヲ不可トスルニ非サルナリ十四番公府縣會云々引テ之ヲ

○論スト雖モ他ノ三十五條公立學校ノ費用府縣會ヲ議定ニ依リテ

其ハ云々不アルヲ以テ蓋シレルニアラスヤ又其說ニハ地方官ハ隨意

ニ爲スノ弊大キ保必可ヲ府縣會云々是又蓋シ三條スルヲ以テ敢テ

其恐レナシトスルナリト云々ニ府縣會ノ議定ニ依リテ其蓋シ地方

○二十三番 柳原 二十四番又修正ハ適當ナルモ其理由ハ已ニ第六條ニ

教員ヲ養成スルトアリ惟フニ十四番ノ懸念スル所ハ府知事縣令ノ職權ヲ超ルノ弊ニアリト雖モ己ニ府縣會ノ議定ヲ經テ支辨スルモノハ皆其成規ニ準シ必ス府縣會ノ議定ヲ經ルヤ明カナリ然ハ則チ其懸念モ亦自カラ消盡スヘシ

○十二番 河野 敏 本官ハ十四番ノ說ヲ可トス何トナレハ第三十條以下ハ府知事縣令ノチ云フモノナリ然ルニ本條突起ニ此事ニ及フハ又地方官ハ專斷スルコトヲ得ルモノ、如シ即チ專斷シテ學校ヲ立テ而シテ其費用ヲ府縣會ニ於テ議セシムルモノト思ハル仍テ十四番ノ說ヲ可トス

○十一番 山口 尚芳 昨年第三十九號ノ布告ニ地方稅ニテ支辨スヘキ費目中ニ學校ノコトヲ掲クルハ即チ法律ヲ以テ之ヲ確定セシモノナリ然

○ルニ若シ十四番ノ說ノ如クセハ之ヲ置クモ置カサルモ可ナルモノノ如ク分權ノ大旨ニ差違セリ因テ十四番ノ說ハ不可ナリトス

○議長 二十四番ノ修正ヲ可トスル者ハ起立セヨニ文讀  
起立者十六人

○議長 多數ナルヲ以テ二十四番ノ修正ニ決シ次條ニ移ルヘシ  
書記官 戸田 秋成 左ノ按ヲ朗讀ス

○第三十五條 公立師範學校ニ於テハ本校卒業ノ生徒ニ試験ノ後卒業證書ヲ與フヘシ

○議長 本案ヲ可トスル者ハ起立セヨ  
起立者 八人

○議長 本案ニ決シ次條ニ移ルヘシ

○書記官 戸田 秋成 左ノ按ヲ朗讀ス

第三十六條 公立師範學校ハ本校ニ入學セサルモノト雖モ卒業證

書ヲ請フモアラハ其學業ヲ試験シ合格ノモノニハ卒業證書ヲ

與フヘシ

○議長 本案ヲ可トスル者ハ起立セヨ

全員悉起立

○議長 全會ニ致ナルヲ以テ本案ニ決シ次條ニ移ルヘシ

書記官 戸田 秋成 左ノ按ヲ朗讀ス

第三十七條 公立師範學校ノ整備ヲ要センカ爲ニ文部卿ヨリ補助

金ヲ各府縣ニ配付スルコトアルヘシ

○議長 本按ヲ可トスル者ハ起立セヨ

○議長 全會一致ナルヲ以テ本按ニ決シ次條ニ移ルヘシ

書記官 戸田 秋成 左ノ按ヲ朗讀ス

第三十八條 教員ハ男女別ナク年齢十八年以上タルヘシ

議長 本按ヲ可トスル者ハ起立セヨ

○議長 全會一致ナルヲ以テ本按ニ決シ次條ニ移ルヘシ

書記官 戸田 秋成 左ノ按ヲ朗讀ス

第三十九條 品行正シカラサルモノハ教員タルコトヲ得ス

書記官 戸田 秋成 左ノ按ヲ朗讀ス

○十二番 河野 敏 第一讀會ニ於テ或議官ハ品行ナルモノハ如何ナル制

限ナルヤト問ヲ發セリ是レ一讀スレハ經意セサル說ノ如シト雖



毛熟々之ヲ注意セハ其何事ヲ云フモノナルヤ確據ス可ラズ本官ハ  
 ○以爲ラク此品行ノ字ヨリシテ異日必ス紛紜ヲ生スルコトアルベシト  
 何トナレハ彼ノ教則ニテハ品行正シク此教則ニテハ不品行ナリ甲  
 校ニテハ否ヲズシテ乙校ニテハ然リト云フカ如キモノアリテ其取  
 ○捨甚タ面倒ナルモノアルヘケレハナリ又僅ニ十八年以上ノ人ニシ  
 テ小學校ノ教師タル者豈小徳ノ出入ナキヲ得ンヤ試ミニ今日ノ景  
 ○況ヲ見ヨ今日ノ地方官ハ果シテ品行正シキモノ、ミトナスカ已ニ  
 其監督タル地方官ニシテ猶且不品行ナルモノヲ採ラサルノ法アル  
 一ナシ況ヤ又其高等官位ニモ之ナキヲ得サルヲヤ然ラハ則此條ハ  
 ○削除スヘシ  
 ○十四番 中島 信行 賛成

○二十三番 柳原 前光 抑々品行ノコトヲ論セハ獨リ學校教師ノミナラス官  
 ○員ヲ始メ神官僧侶皆然ヲサルハナシ然シテ其品行ノ事タル既ニ府  
 縣會規則ハ其簡條ヲ明カニセリ又歐洲ノ刑法ニモ其區域ヲ明瞭ニ  
 セリ然ルニ之ヲ本條ニ記載スルハ太々漫然タルモノナリ思フニ修  
 正ノ際討論尙未タ盡サレル所アリテ然ルカランカ令ヤ適々之ヲ刪  
 ○ルノ説アリ本官豊左祖ヲ得ンヤ然ルニ其罰則ニハ甚ク  
 ○議長 木三番 修正ニ賛成者アルヲ以テ問題トス  
 ○外一番 辻新 十三番ノ説ニ單ニ品行ト云ハハ不分明ナル記載ナリ  
 下云フ然レモ品行ノ正不正ハ一思ハテ知ルニ足レリ譬ヘハ竊盜詐  
 ○僞犯姦等ノ如キハ品行上沙汰ニ及ハサルハ諸議官モ亦之ヲ知ルヘ  
 此條ノ如キハ專ラ教員ノ懶惰ヲ矯正スルノ具ナレハ之ヲ刪ルハ

太々不可ナリトス

○四番福羽美静品行不品行ニ就テハ其區別ニ苦ムト云フヲ説アレモ今

之ヲ掲クルハ不品行者ハ乃チ之ヲ除クヘシトノ意ヲ示スノ原則ナ

レハ之ヲ刪ラサルヲ可トス蓋シ其品行ハ其人ノ作爲土區ヤアルヲ

以テ各人ニ付テ之ヲ論スヘキハ當然ナルモノトス

○二十三番柳原前光四番ハ委員ノ一人ナリ然ルニ其區別ニハ苦シムモ

之ヲ掲クルハ可ナリト云フカ如キハ其論據甚タ脆弱ナレハ別ニ之

ヲ駁スルヲ要セス只其區別ニ苦シムト云フノ一語ヲ以テ本案ノ穩

當ナラサルヲ明知スルニ足ル依テ刪ルヘキモノトス

○十一番山口尙芳十二番ニ同意ナリ假令品行ヲ論スルモ若シ其町村ニ

テ其人ヲ措キ別ニ教員タルノ人ナシト云ヒ此法律ヲ爲メ終ニ其成

ヲ得サルカ如クンハ教場ヲ立ル能ハス全ク無用ノ法律トナルヘシ

元來教師ヲ撰ムニハ利害得失アリテ容易ニ爲スヘカラス乃チ之ヲ

其土地人民ノ撰ニ委任スルノ外良法アルヲナシ豈區々品行ノ爲メ

ニ其民望ヲ空ウスヘケンヤ

○四番福羽美静二十三番等ヨリ頻ニ本官ノ説ニ駁撃スルモ本官モ亦一

々之ヲ辨セス只本官ハ其區別ハ之ヲ爲スコヲ得サレトモ其明文ヲ

掲クルハ益アリト云フノミ或議官ハ府縣會議員若クハ官員ノ事ヲ

引證スルモ彼等各其位地事機ニ因リテ差違ナキ能ハス夫ノ府縣會

議員ノ如キハ身代ニ就テ論スヘキモノナレハ強テ之ヲ辨スルヲ須

ヒス且都鄙一樣ノ看ヲ爲ス可ヲサルモノアリ譬ヘハ都會ニテ妓樓

ニ宿スルコトハ少シモ怪マサレモ若シ田舎間ニ於テ此事アラハ直ニ

指シテ以テ不品行ト爲セハナリ...

○十一番 山口 四番ノ説ハ差ハリ此條ニ教員タルトヲ得ズトアル...

是レ被撰者ニ告ルソ文ニシテ素ヨリ撰者ニ及ハス若シ其撰者ニ告...

ルノ旨趣ナリトセハ別ニ之ヲ其文法ニ書換ヘサル可ラス...

○議長 十二番ノ説ヲ可トスルモハ起立セヨ...

○議長 起立者九人...

○議長 少數ナルヲ以テ十二番ヲ修正ハ消滅シ即チ本按ニ決ス...

第四十條 師範學校ノ卒業證書ヲ得タル教員ハ常備兵役ヲ免ル...

○議長 本按ヲ可トスルモハ起立セヨ...

○ 全員悉起立

○議長 全會一致ナルヲ以テ本按ニ決ス...

○議長 書記官 左ノ按ヲ朗讀ス...

第四十一條 文部卿ハ時々吏員ヲ府縣ニ發遣シ學事ヲ實況ヲ巡視...

○議長 本按ヲ可トスルモハ起立セヨ...

○議長 全會一致ナルヲ以テ本按ニ決ス...

書記官 左ノ按ヲ朗讀ス...

第四十二條 公私學校ニ於テハ文部卿ヨリ發遣セル吏員ヲ巡視ヲ...

拒ムコトヲ得ス...

○二十三番柳原前光 本條ハ删除スヘシ何トナレハ法律ヲ以テ第四十一條「文部卿ハ時々吏員ヲ府縣ニ發遣シ云々」ト布告スル以上ハ本條ノコトハ云フニ及ハス又第一條ニ「全國ノ教育事務云々」トアリ彼是重複シテ却テ害トナルカ故ナリ法律ハ成ヘク簡明ヲ主トシテ冗雜ナル事件ハ省畧スルヲ要ス

○十二番河野敏録 已ニ四十一條ヲ掲クル上ハ拒ムコトヲ得サルハ論ヲ俟ス仍テ二十三番ヲ賛成ス

○議長 二十三番ノ删除説ハ賛成アルヲ以テ問題ト爲ス實録マニシテ外一番辻新次 本條ヲ删除スルヲ説アレトモ第四十一條ハ茫漠ニシテ的實ナラス本條ハ直ニ教場ニ臨テ拒マレタル時ヲ防クノ箇條ナレハ決シテ重複ナラサルヲ覺フ仍テ之ヲ存センコトヲ望ム

○二十三番柳原前光 内閣委員ノ辨解ハ却テ本官ノ删ル所以ヲ明カニセリ抑第四十一條ノ實況ハ校中ニ入ラサレハ視察スルコトヲ得サルモノナリ然ルヲ委員ハ實況ヲ門外ヨリ視視スルモノ、如ク説クハ太沙誤レルモノトス又第一條ニ已ニ公私トアレハ私立モ亦共ニ監督スルハ明カナリ蓋シ教育令ハ憲法ノ一部分ナリト雖モ暫ク之ヲ通常ノ法律ト看做スモ亦敢テ茲ニ重複ヲ用ヒ故ヲニ力ヲ弱ウスルヲ要セサルナリ

○四番福羽美静 本條ハ不用ニアラス第四十一條ハ發遣ノコトヲ述ヘ第四十二條ハ巡校ノ際ニ差支アルキノ爲メニ掲ケタルモノナリ概スルニ公立ハ其力軟弱ニシテ私立ハ其力強固ナリ本條ハ其強キモノト雖モ之ヲ巡視スルコトヲ得ル爲メニ設クルモノナリ因テ删ルヘカラ

○二十三番 前原 柳 其手續ヲ記セ 欲セハ第四十三條ノ場合ニ  
モ「文部卿ハ之ヲ受取ヘ」下記セサルヘカラスニ至ラシ蓋シ法律  
○六簡明ヲ重シシ冗雜ヲ貫ハヌ果シテ第四十一條ヲ以テ樞要ナリト  
セバ第四十二條ヲ刪ルヘシ第四十二條ヲ樞要トセハ第四十一條ヲ  
刪ルヘシ何ゾ斯ル冗雜ヲ要センヤ必スニ此ニ居ラサルヘカラス  
○十一番 山口 抑本案ノ起草者ハ法律ヲ知ラサルノ人ナラシカ何ソ  
慣習律ヲ察セサルノ甚シキヤ彼ノ西洋諸國ノ如キ漫ニ他人ヲ我家  
ニ入レザルヲ權利ヲ有ズ吾日本人ニ於テハ未タ其權ナク縱モ無縁  
ノ人ニセヨ隨意ニ之ニ入ルヲ得ルヲ以テ若シ之ヲ西洋ノ法トセ  
○ハ此條アリテ其權ヲ許サレハ或ハ不可ナルモ日本ニハ之アリ

テ不用ノコナリ仍テ本條ハ日本從來ノ法律ヲ顧ミスシテ起草セシ  
モノナルヲ以テ無論ニ之ヲ刪除スルヲ可トス  
○二十五番 田中 本條ハ第四十一條并ニ第一條アルヲ以テ刪除シ  
テ可ナリトノ説明アレヒ抑第四十一條ハ巡視セシムルコトヲ云ヒ第  
四十二條ハ巡視ヲ拒ムコトヲ得スト云フコトナレハ事全ク同シカラス  
又第一條ノ監督内ニアルヘシトアルハ綱領ニシテ四十一四十二ノ  
兩條ニ於テ其實際ヲ揭示シタルモノナリ況ヤ私學校ニテハ拒マサ  
ルヲ保セサルニ於テヲヤ仍テ本條ハ刪ルヘカラス  
○二十四番 細川 本官ハ本條ヲ刪ルヘカラストス如何トナレハ第  
四十二條ハ專ラ私立學校ノ爲メニセシモノナレハナリ已ニ第四十  
一條ハ公立私立ヲ兼ネタルモノト確定セハ第四十二條ハ之レナキ

モ可ナルカ如キモ彼公立ノ方ニ偏スレハ豈此條ナカルヘケンヤ且  
 私立ト云ヘハ即チ家塾ナリ事實ニ於テ文部ノ吏員卒然私家ニ入ル  
 時ハ之ヲ謝絶スルモ可ナルノ法アリ此等ノ點ハ最モ能ク注意ナカ  
 ルヘカラス若シ然ラハ公立ト云ハス只私學トノミ云フモ可ナレト  
 モ合セテ公私ト云ハサレハ立言ノ體裁ヲナサハルカ故ナリ是レ即  
 チ第四十二條ハ第四十一條ヲ補ヒタルモノニテ兩條相待テ欠ヘカ  
 ラストス

○十二番 河野敏錄 二十四番ハ喋々ト本條ヲ辨護スレモ其說已ニ第四十  
 一條ニテ公私併言シタルモノト確定スト云ニアラスヤ此言タル乃  
 チ第四十二條ハ不用ナリト明示スルモノナリ本案ハ故ラニ公私ノ  
 二字ヲ提出シテ區別ヲナシタルモノニシテ其區別セサル處ハ皆公

○私ヲ併セテ云フモノナリ然ルニ第四十二條ハ何ツ爲メニ私立ヲ云  
 ハスト爲スヘキヤ要スルニ二十四番モ既ニ本官ト同意ナレトモ只  
 其讀方ノ少ク差違アルニヨリテ異ナル所アルノミ反省セハ即チ釋  
 然タラシ

○十一番 山口尙芳 拒ムコトヲ得スト記セルハ我法律文ニ於テハ的當ト  
 セス是レ全ク歐米ノ格言ニシテ外國人民ニハ乃チ拒ムノ權アリ故  
 ニ拒ムコトヲ得スト記ス日本ノ如キ若シ官旨ヲ拒マハ直ニ違令ヲ  
 以テ罰ス然ルニ此法律ノミ此ノ如キ個條ヲ掲載スルハ豈誤マレル  
 モトト云ハサルヘケンヤ

○二十三番 柳原前光 教育令ニ學校ト記シ教員ト記スルハ皆公私ヲ兼ネ  
 タルモノトス第二十四條ニ單ニ學校ノ教旨云々ト記スルモノモ亦

公私ヲ兼ネタルモノナリ其理ヲ了解セハ第四十一條ハ公私ヲ兼ネ

タルモノニテ第四十二條ハ無用ニ屬スルコト分明ナラシムルハ兼ネ

○議長 二十三番ニ同意ノモノハ起立セヨ

○議長 起立者九人出立申上ルハ其議決ハ無効ニシテ再行スルコトヲ命

○議長 少數ナルヲ以テ二十三番ノ削除説ハ消滅シ本按ニ決ス

○議長 書記官 左ノ按ヲ朗讀ス 府知事縣令ハ管内學事ノ實狀ヲ記載シテ毎年文部卿

ニ申報スヘシ

○議長 本按ヲ可トスルモノハ起立セヨ

○議長 全員悉起立

○議長 全會一致ナルヲ以テ本按ニ決シ次條ニ移ルヘシ

○議長 書記官 左ノ按ヲ朗讀ス 大給ニ給ハル

第四十四條 小學校ヲ除クノ外ハ男女教場ヲ同クスルコトヲ得ス

○議長 本按ヲ可トスルモノハ起立セヨ

○議長 起立者十八人

○議長 多數ナルヲ以テ本按ニ決シ次條ニ移ルヘシ

○議長 書記官 左ノ按ヲ朗讀ス 大給ニ給ハル

第四十五條 凡學校ニ於テ授業料ヲ取ムルト取メサルトハ其便宜

○議長 本按ヲ可トスルモノハ起立セヨ

○議長 起立者十九人

○議長 多數ナルヲ以テ本按ニ決シ次條ニ移ルヘシ

書記官戸田秋成

第四十六條 凡兒童ハ種痘或ハ天然痘ヲ歴タルモノニ非サレハ入

學スルコトヲ得スハ起立セヨ

○議長 本按ヲ可トスルモノハ起立セヨ

○議長 起立者十八人ニ依テ議案ヲ決シテ其旨

○議長 多數ナルヲ以テ本按ニ決シ次條ニ移ルヘシ

書記官戸田秋成 左ノ按ヲ朗讀スハ起立セヨ

第四十七條 傳染病ニ罹ルモノハ學校ニ出入スルコトヲ得ス

○議長 本按ヲ可トスルモノハ起立セヨ

起立者十六人ハ起立セヨ

○議長 多數ナルヲ以テ本按ニ決シ次條ニ移ルヘシ

書記官戸田秋成

左ノ按ヲ朗讀ス

第四十八條 凡學校ニ於テハ生徒ニ體罰或ハ縛ヲ加フヘカラ

スハ起立セヨ

○八番大給恒本 本條ハ文字ヲ修正ヲ要ス從前ハ此分註ヲ見ス仍テ之ヲ

除クヲ可トス縦ヒ之ヲ刪ルトモ意味ニ關スルコトアラサルナリ

○二十五番田中不營 八番ノ修正ニ分註ヲ刪ルル説ハ本官モ體罰

字ノ珍ナルカ故ニ加ヘシモ已ニ施體ノ刑ト云フ字アリ彼是意味ノ

差違アリテ原語ヨロホリアルハシハ起立セヨ

○故ニ八番ニ同意ス

○議長 八番ノ説ニ贊成者アルヲ以テ問題ト爲ス

○四番福羽美静 八番ノ修正ニ分註ヲ刪除スルヲ説アリ本官モ之ヲキ



○可トス但修正ノ時念ヲ爲メニ之ヲ加ヘシモ删除セテ妨ガサシトス

○議長 八番ノ説ヲ可トスルモノハ起立者八人

○議長 少数ヲ以テ八番ノ説ハ消滅シ本按ニ決ス

○書記官 左ノ按ヲ朗讀ス

○第四十九條 生徒試験ノ時キ父母或ハ後見人等其學校ニ來觀ル

○議長 本按ヲ可トスルモノハ起立者十六人

○議長 多數ナルヲ以テ本按ニ決シ是ヨリ布告案ニ移ル

書記官 左ノ按ヲ朗讀ス

布告按

明治五年八月第貳百拾四號ヲ以テ布告候學制相廢シ更ニ教育令別冊ノ通相定候條此旨布告候事

○議長 本案ヲ可トスルモノハ起立セヨ

起立者十五人

○議長 多數ナルヲ以テ本案ニ決シ第二讀會ハ茲ニ畢ル第三讀會ハ來ル二十五日ニ開ク且第四百四十一號虎列刺病ノ議按第二讀會ハ來ル二十六日ニ開クヘシ併テ之ヲ演述ス本日ハ散會セヨ

午後第三時閉場

本議案三項開列

○第一項 關於...

○第二項 關於...

○第三項 關於...

獨立部十五人

○第四項 關於...

關於...

關於...

關於...

元老院會議筆記明治十二年六月廿五日

○第一項 關於...

議長 河野敏謙

出席議員官制大務司官長

一番番 東久世通禧

二番番 伊集院兼寛

三番番 福羽謙美靜

四番番 秋月 種樹

五番番 大久保一翁

六番番 齋藤 利行

七番番 中島 信行

十四番

- 十五番 津田 真道
- 二十番 佐野 常民
- 廿一番 岩下 左平
- 廿三番 柳原 前光
- 廿四番 細川 潤次郎
- 廿五番 田中 不三郎
- 廿六番 伊丹 重賢

内閣委員 一 番 外 太政官權大書記官 辻 新次

午前第九時四十五分開場

○議長 本日 議長不参 付本官代理ヲ爲シ 第三百三十六號議按教育  
 示 布告案第五讀會ヲ開ク 例日 遵ヒ 發議スヘシ

長書記官 戸田 成 左ノ按ヲ朗讀ス 其 廢案ニ 關シテ 議者

明治五年八月第二十四號ヲ以テ 布告候 學制相廢シ 更ニ 教育令別冊

○廿番 佐野 常民 本案ハ 開場已來 討論日ヲ 闕ス 雖モ 案ニ 其議ハ 盡ル

通常ニ 經過シ 第二讀會ニ 於テ 修正ヲ 呈シ 更ニ 第二讀會ニ 廢棄ヲ 唱

前會ヨリ 論シ 來リタル 所ヲ 以テ 此ニ 詳知セラルルニ 即チ 更ニ 變革

テ 可ナリ 云フ 議ヲ 抑 本案ハ 頗ル 餘事ニ 涉リ 變革ヲ 爲スモ

ノニシテ管ニ舊弊ヲ修正スルニアラス全ク學制ヲ變革シタルモノ  
ナリ譬ヘハ風邪ノ患者ニ溫和劑ヲ與フヘキヲ誤テ劇劑ヲ用ヒ却テ  
危篤ノ症ニ至ルモノ、如シ何トカレハ之カ爲メニ全國ノ變動ヲ來  
タセハナリ然ルニ今本案ヲ頒布シテ政府ノ關涉ヲ離レ自由教育ト  
ナシ專ラ各地人民ノ意見ニ放任キハ其結果ハ何ソ廢校ト異ナラシ  
ヤ且西陲東隅ノ地ト雖モ必ス大中學ノ設ケ無ルヘカラス若シ然ラ  
ザレハ假令篤志アリテ專門高等ノ學科ヲ望ムモ數百里ノ外ニ負笈  
セザルヲ得ザルハ不便ノ極ト云フヘシ本官ノ見聞スル所ニ據ルニ  
伊太利ニハ二十四ノ大學校アリ其他歐州各國皆亦大學校アリ之ヲ  
爲スハ則チ政府ノ務トシ未タ之カ爲メニ國中ノ害ヲ生セシコアル  
ヲ見ス管ニ善ヲ見サルノミナラス却テ其裨益尠カラサルハ比々皆

是ナリ備々明治五年ノ學制ヲ熟讀スルニ順序アリ區別アリ規模卓  
然トシテ教育令ニ勝ルコト遠シ又地方税中ノ費目ニヨレハ只師範學  
校アルニミ今若シ教育令ニ之レナキト爲スハ時々内務省ヘ申  
稟セサルヲ得サルニ至ルヘシ右等ノ事故ヲ以テスレハ本案ノ不良  
不備ナルハ充分ニ之ヲ保スルニ足ル故ニ本官ハ之ヲ小學教育令ト  
爲スカ將タ學制ヲ修正シテ良法トナスカクニ點ニ外者ヲ依テ之  
ヲ廢案ニ附セシト欲スルナリ其案員ハ大主意ニ據ヘ其題目ハ指  
○七番 藤 二十番ノ動議ハ贊成セサルヲ得ス抑該案ハ初メヨリ紛  
議百出其是非スル處分明ナラズト雖モ虛心平氣以テ熟讀スレハ愈  
々不備ナルヲ覺フ第二讀會ニ於テ思慮ヲ此ニ用非サルハ不都合ナ  
キヲ得スト雖モ未タ其學制ヲ廢スルノ便益何レニアリヤヲ知ラス

本官ノ見ル所ヲ以テスル目下梗塞シ發行ハレサル事件ノ修  
 正スル可ク下ニ二番合在然テ思慮モ此ニ阻非無クハ不適合大  
 ○議長出井番談ハ定數ヲ賛成者ナキヲ以テ消滅スル意ヲ示シ  
 ○四番美羽 茲ニ學制立廢シ賛本案ヲ發スルハ研議理由ヲ述ベ  
 下ニ例ヘテ富有ノ戸ヲ其家長ハ大主意ヲ述ヘ其細目ハ番頭  
 ヨリ達スルモ下ニニ番番頭ハ太政官ニシテ二番番頭ハ文部  
 省ナリ然ルニ兩番頭ノ爲ス所總之ニ學制ヲ載セテ其業其内ニ  
 ハ家長ノ注意シテ改正セシ所モナリ又其細事ハ番頭ヨリ達スル  
 事モ有テ甚々混雜スルガ故ニ之ヲ分別シテ公布セザルハ得ザル場  
 合ニ至リシニヨリ則チ本案ヲ施行スルモ人等未或説ニ其規則ヲ修  
 正スル改良スルモ不説アテ番頭ノ不都合ヲ述ベテ其主人ヨリ

補修スヘシト云フハ其理否ラサルモノアルヲ以テ其從前ノ學制ハ  
 ○一掃シテ而シテ從類眷族ノ之ニ依ルヘキモノ即チ教育令ヲ施行ス  
 ○ルモ其ナリ斯ノ如ク説キ來レハ必ス本案ノ改正ナカルヘカラサル  
 所以不明晰付テ信ス且口頭ニ立立テ其意ヲ明カニシテ其意ヲ  
 ○議長 本按ニ同意ノモ説キ起立セヨ 然ルニ本案ハ何レニ  
 ○起立者十人 然レハ全案ハ議決スルニ其意ヲ明カニシテ其意ヲ  
 ○議長 多數ナルヲ以テ本案ヲ決ス文ヲ指稱イ具給ニ却ハ官立ヲ亦  
 ○書記官戸田 左ノ按ヲ朗讀スルハ全國ノ教育事務ハ文部卿ノ  
 教育令 然レハ全案ハ議決スルニ其意ヲ明カニシテ其意ヲ  
 第一條 全國ノ教育事務ハ文部卿之ヲ統攝ス故ニ學校勸業圖書籍  
 館等ハ公立私立ノ別ナク皆文部卿ノ監督内ニテ之ヲ行フ事ナリ

○二十番佐野常民立本官ノ廢案論ハ消滅シタル已ニ全國ノ教育令トナ  
 レハ其關係大ナルヲ以テ尙充分ニ論到スヘシ茲ニ第一第二讀會  
 餘論ヲ説クハ無用ナレハ第一官立ノ字ヲ加フルノ説ハ少ラク之ヲ  
 措キ別ニ不可ナルコトヲ蓋シ本條ハ全國ノ教育事務ハ文部卿之  
 ○ヲ統攝スニ止マテ足レバ此以下ノ文ヲ註解ト見做ス時ハ官立モ亦  
 之ヲ掲ケサルヲ得ス例ヘハ全身ノ知覺ハ頭腦之ヲ統攝シ其局部タ  
 ○ル手足ノ事ハ頭腦之ヲ指揮スト云フカ如シ然ルニ本案ハ何ノ爲メ  
 ニ手足自爾尙大切ナル耳目鼻口即チ官立ハ之ヲ掲ケサルヤ故ニ以  
 下ノ文ハ無用ニ屬スルヲ以テ刪除ス本條ノ如キモモハハモセ  
 ○議長 廿番ノ議ハ賛成者ナキヲ以テ消滅シ本案ニ同意者ハ起立  
 七ヨメバ其議否

○二十番 起立者十二人ハ與行學中モリ出サシテ其議否  
 ○議長 多數ナルヲ以テ本案ニ決ス  
 ○廿三番柳原前光 決議ノ方法ヲ建議ス本案ハ殆ト五十ノ條款ナルニ  
 ヲ起立ヲ要スルハ實ニ其煩ニ耐ヘス且無用以ナリ因テ慣例ニ  
 ヲヨリ三四箇條ヲ連帶シテ決ヲ取ラントラ乞フ  
 ○議長 廿三番ノ建議ニ同意者ハ起立セザルニ對シテ其議否  
 起立者十三人  
 ○議長 多數ナルニヨリ廿三番ノ建議ニ決ス  
 書記官戸田秋成 左ノ按ヲ朗讀ス  
 第二條 學校ハ小學校中學校大學校師範學校專門學校其他各種  
 學校トシテ學級ハ普通級ヲ設ケ其學級ニ對シテ其學科ヲ定メ

第三條 小學校ハ普通ノ教育ヲ兒童ニ授クル所ニシテ其學科ヲ讀  
書習字算術地理歴史修身等ノ初步トス土地ノ情況ニ隨ヒテ算畫  
唱歌体操等ヲ加ヘ又物理生理博物等ノ大意ヲ加フ殊ニ女子ノ爲

○メニハ裁縫等ノ科ヲ設クヘシ

第四條 中學校ハ高等ナル普通學科ヲ授クル所トス

第五條 大學校ハ法學理學醫學文學等ノ專門諸科ヲ授クル所トス

第六條 師範學校ハ教員ヲ養成スル所トス

第七條 專門學校ハ專門一科ノ學術ヲ授クル所トス

第八條 以上掲クル所何ノ學校ヲ論セス各人皆之ヲ設置スルコト

○二十番佐野本官ハ現行學制中ヨリ拾出セシモノ儘アレハ之ヲ其

條々ニ收メテ夫レ第八條ニ以上掲クル所云々トアルモ學制

ノ順序タル小學ヨリ中學ニ中學ヨリ大學ニ及フモノトス然ルニ本

按中何ノ學校ヲ論セズ云々トアルハ亦太々順序ナキニ似たり凡ソ

事ヲ爲スニハ規模ナカレバカラス規模ナクンハ何ヲカ爲サン本官

カ郷貫タル長崎縣ニハ中學校五箇所アリテ其分校三箇所アリ然ル

ニ之ヲ云ヘハ又虎ノ出ル等ノ論アルヲ保セサルモ若シ士族等ノ爲

メニ中學以上ナキハ虎モ竹槍モ益々多カレハシ歐州モ亦支那ト

異ナルヨリ皆大學ニ入ル門ヲナセリ然ルニ本按特ニ私立ノ事

ノミヲ論シテ方法ヲ示サズルハ不備不長ト云ハサルヲ得ス本官ハ

之ヲ舊制ノ如クセント欲スルナリ

○議長 二十番ノ說ハ定規ノ賛成者ナキヲ以テ消滅ス乃チ本按ニ同

○議長 多數ナルニヨリ本按ニ決ス

起立者十二人

○議長 多數ナルニヨリ本按ニ決ス

書記官 戸田 秋成 左ノ按ヲ朗讀ス

第九條 各地方ニ於テハ每町村或ハ數町村聯合シテ公立小學校ヲ

設置スヘシ

但町村人民ノ公益タルヘキ私立小學校アルオキハ別ニ公立小

學校ヲ設置セサルモ妨ケナシ

第十條 町村内ノ學校事務ヲ幹理セシメンカ爲ニ學務委員ヲ置ク

但人員ノ多寡給料ノ有無ハ其町村ノ適宜タルヘシ

但人員ノ多寡給料ノ有無ハ其町村ノ適宜タルヘシ

第十一條 學務委員ハ其町村人民ノ撰舉タルヘシ

第十二條 學務委員ハ府知事縣令ノ監督ニ屬シ兒童ノ就學々校ノ

設置保護等ノ事ヲ掌ルヘシ

第十三條 凡兒童六年ヨリ十四年ニ至ル八個年ヲ以テ學齡トス

○議長 各條本案ニ同意ノ者ハ起立セヨ

起立者十二人

○議長 多數ナルニヨリ本按ニ決ス

書記官 戸田 秋成 左ノ按ヲ朗讀ス

第十四條 凡兒童學齡間少クモ十六個月ハ普通教育ヲ受クヘシ

第十五條 學齡兒童ヲ就學セシムルハ父母及後見人等ノ責任タル



へ但書故アリテ就學セシメサルモノハ其事由ヲ學務委員ニ陳述  
第十條 學齡兒童ニ就學セシムルハ父母其親長人等ノ責ニシテ

第十六條 公立小學校ニ於テハ八箇年以テ學期トシ土地又便宜

ニ因リテハ此學期ヲ縮ムル由ヲ得ヘシト雖モ四箇年ヨリ短ク

○第ニヘカラス此四箇年間ハ毎年授業スルコト必ス四箇月以上タル

へ公立小學校

○第十七條 普通教育ヲ受クルノ途アルモ

第ニハ就學ト做スヘシモ十四歳ニ至ルハ八箇年以テ學齡トス

第十八條 學校ヲ設置スルノ資力ニ乏シキ地方ニ於テハ教員巡回

ノ方法ヲ設ケテ兒童ヲ教授シムル由ヲ得ルモ其ノ學費又

第十九條 學校ニ公立私立ノ別アリ地方稅若クハ町村ノ公費ヲ以

○第二十條 設置 學校ニ於テ公立學校ニ於テハ若シテ多數以テ私費ヲ以テ設

○第二十一條 公立學校トスル事ハ之ヲ廢止スルコトハ府知事縣

○第二十二條 公立學校ヲ設置或ハ廢止セント欲スルモノハ府知事縣

○大令ノ認可ヲ經ルベシ

○議長各條本按ニ同意ノモノハ起立セヨ

○起立者十二人ノ限表行スルモノハ議決ニ議決セヨ

○議長多數ナルヲ以テ本按ニ決スルモノハ起立セヨ

○書記官 秋田 十佐 案ヲ朗讀スルモノハ起立セヨ

○第二十三條 私立學校ヲ設置或ハ廢止スルモノハ府知事縣令ニ開

○申スルモノハ府知事縣令ニ開

○第二十二條 公立學校ノ教則ハ文部卿ノ認可ヲ經ルベシ

第二十三條 私立學校ノ教則ハ府知事縣令ニ開申スヘシ

第二十四條 文部卿若シ學校ノ教旨國安ニ害アリト認ムルトキハ

其授業ヲ禁止セシムヘシ

○七番 齊藤利行 第二十四條ハ删除スヘシ何トナレハ教旨ノ國安ニ害ア

リト云カ如キハ決シテアルヘカラサルコナリ万一害アリト見認ル

ニ於テハ文部省及ヒ地方官タルモノ之カ處分ニ難カラサルヘシ如

此條款ヲ掲クルハ法律ヲ弱ムルモノトス

○六番 大久保一壽 賛成

○五番 秋月種樹 賛成

○十四番 中島信行 賛成

○二十三番 柳原前光 本官モ亦七番删除ノ説ニ同意ス抑國安妨害ノ字ハ

新聞紙處分法等モ之レアリト雖モ其區域分明ナラズ且又教旨ハ其

教則ニ依ルモノニシテ府縣ノ知事令ハ之ヲ處分スルコトヲ得ヘシ而

シテ其甚シキニ至レハ警察ノ力ヲ以テ鎮壓スルモ可ナリ何ソ不祥

無用ノ語ヲ律文ニ用フルヲ要センヤ

○廿四番 細川潤次郎 賛成

○議長 七番ノ修正ハ五名以上ノ賛成者アルヲ以テ問題トシ直ニ決

ヲ取ラン七番ノ修正ニ同意ノモノハ起立セヨ

起立者九人

○議長 多數ニヨリ七番ノ修正ニ決ス

書記官 戸田秋成 左ノ按ヲ朗讀ス

第二十五條 公立學校ノ費用府縣會ノ議定ニ係ルモノハ地方稅ヨ

支辨シ町村人民ノ協議ニ係ルモノハ町村費ヨリ支弁スルベシ

第二十六條 町村費ヲ以テ設置保護スル學校ニ於テ補助ヲ地方稅

額ニ要スルトキハ府縣會ノ議定ヲ經テ之ヲ施行スルコトヲ得ヘシ

第二十七條 公立學校ノ土地ハ免稅タルヘシ

第二十八條 凡學事ニ供スル寄附金等ハ其寄附人ヨリ指定セシ目

途ノ外ニ支消スルコトヲ得ス

第二十九條 公立小學校ヲ補助センカ爲ニ文部卿ヨリ毎年補助金

額各府縣ニ配付スルベシ

第三十條 府知事縣令ハ文部卿ヨリ領取セシ補助金ヲ各公立小學

校ニ配付スヘシ

第三十一條 前年中授業四箇月ニ滿タ毎分四小學校ニハ補助金ヲ

配付セザルハシ

第三十二條 私立小學校タリト雖モ府知事縣令ニ於テ其町村人民

ノ公益タルコトヲ認ムルトキハ補助金ヲ配付スルコトヲ得ヘシ

第三十三條 教員巡廻ノ方法ヲ以テ教授セシムルコト一箇年四箇

月以上ニ至ルノ町村ニハ補助金ヲ配付スルコトヲ得ヘシ

第二十三番 第二十七條ナル土地ノ字ハ第二讀會ニ敷地ト爲ス

ノ說アリ或ハ所屬ノ字ヲ刪ルノ說アレモ遂ニ本案ノ如ク可決シタ

リ己ニ公立學校ノ土地ハ免稅タルヘシトアレハ寄附所屬等ノ地モ

此内ニ入ルナルヘシ仍テ公立學校ノ構地内ハ免稅タルヘシト修正

セント欲ス即チ門以内ト云フノ意ニシテ恰モ境内ト云フカ如クナ

レハナリ

○廿六番 伊丹重賢 賛成

○議長 二十三番ノ説ハ賛成者員ニ滿タサルニ依リ消滅ス各本條ニ同意ノ者ハ起立セヨ

起立者十一人

○議長 多數ナルニヨリ本案ニ決ス

○書記官 戸田秋成 左ノ按ヲ朗讀ス

第三十四條 各府縣ニ於テハ便宜ニ從ヒテ公立師範學校ヲ設置ス

第三十五條 公立師範學校ニ於テハ本校卒業ノ生徒ニ試験ノ後卒業證書ヲ與フヘシ

第三十六條 公立師範學校ハ本校ニ入學セサルモノト雖モ卒業証

書ヲ請フモノアラハ其學業ヲ試験シ合格ノモノニハ卒業證書ヲ與フヘシ

第三十七條 公立師範學校ノ整備ヲ要センカ爲ニ文部卿ヨリ補助

金ヲ各府縣ニ配付スルコトアルヘシ

第三十八條 教員ハ男女ノ別ナク年齢十八年以上タルヘシ

第三十九條 品行正シカラサルモノハ教員タルコトヲ得ス

第四十條 公立小學校教員ハ師範學校ノ卒業證書ヲ得タルモノトス

但師範學校ノ卒業證書ヲ得スト雖モ教員ニ相應セル學力ヲ有

スルモノハ教員タルモ妨ケナシ

第四十一條 文部卿ハ時々吏員ヲ府縣ニ發遣シ學事ノ實況ヲ巡視

セシムヘシ

第四十二條 公立學校ニ於テハ文部卿ヨリ發遣セル吏員ノ巡視ヲ

拒ムコトヲ得ス

○七番 藤 第三十九條ハ第二讀會ニ删除ノ説アリシカ當時本官ハ其起立ノ數ニ入ラザリシモ爾後熟讀スルニ果シテ删除スルヲ可トス然レモ本官固ヨリ學オアレハ品行ハ問フニ及ハスト云フノ意ニハアラス但教員トナルモノハ決シテ品行不正アルコトナシト見ルノミ或ハ云ハシ其品行ノ正不正ニ區域ナシト本官ハ決シテ然ラストス其正不正ハ其人其地其時等ニヨリテ定メ難カラスト雖モ本官ノ删除セントスル旨趣ハ全ク無用ノ條款トスルカ爲メナリ止ムヲ得スハ第三十八條ノ末ニ附加セン

○廿三番 柳原 贊成

前光

贊成

○一番 東久世 贊成

通禮

贊成

○十四番 中島 贊成

信行

贊成

ト云ヘモ融通弘暢ナルハ法律ノ自由ヲ得ル所ナルモ都下ニテハ此ノ如シトシ田舎ニテハ彼ノ如クスルハ甚タ不定ナル法律ト云ハサルヘカラス因テ之ヲ删除スルヲ可トス

○二十六番 伊丹 贊成

重賢

贊成

○三番 伊集院 贊成

兼寛

贊成

○議長 七番ノ動議ニ贊成者アルヲ以テ問題ト爲ス

○二十四番 細川 贊成

次郎

贊成

ヲシテ恐レ一應其意ヲ陳述セン或議官ノ説ニ品行ノ正不正ハ其見ル所ノ時下地トニ差違アリト云モ若シ其辨解ニ苦ムナラハ其細目

ヲ定メテ之ヲ處分セハ何ノ難キコカ之アラン例ヘハ大學中學小學  
ト云フモ固ヨリ其細則ヲ設ケサルヘカラス又品行ノコトハ刪除說ヲ  
唱フル議官ト雖モ固ヨリ之ヲ重ンセラル、ナルヘシ本官ハ尤モ品  
行ヲ重ンスルナリ例ヘハ我兒ヲ學ニ就カシメンニ師ヲ擇ム必ス品  
行ノ正シキヲ求メテ之ニ就カシメント欲スルナリ縱ヒ外國ノ教則  
ハ細密ニ揭ケストテ其不備ヲ鳴シ之ヲ刪ルヘキモノニアラス又細  
密ニ說ク所ハ佛國ノ學制等ニハ施体加辱云々トアリ良シヤ其國所  
差違アルトモ本條ノ如キハ之ヲ揭クルヲ可トス

○十四番 中島 信行 本條ニ就テハ第二讀會ニ於テ本官既ニ滿腔ノ說ヲ吐  
露シテ再三辨駁セシヲ以テ今大ニ討論ヲ要セス二十四番ノ說アル  
モ海外ノ事ハ強テ之ヲ論セス本條ノ如キハ其施行ニ於テ難ンスル

所アリ故ニ刑法等トハ同視スヘカラス之ヲ刪ルハ不可ナシ

○二十番 佐野 常民 修正說ニ對シテ一言ヲ述ン七番ノ說ニ教員ハ素ヨリ  
品行正シカラサルヘカラスト本官モ日本ノ風習ハ此ノ如シト思フ  
然レモ如何セン前會或議官ヨリ小學教員ハ給金ヲ取テ讀書算術ヲ  
教フルノミニシテ德行ノコトニ於テハ師トスヘカラスト明言アリシ  
コトヲ然ラハ七番ノ說モ亦信スヘカラスナルナリ然レモ教員ヲ聘スル  
ハ日雇人ヲ雇フカ如ク同一般ニ見做スヘキモノニアラス四季ノ試  
驗ニハ行狀ノ善惡ヲモ驗セリ又外國人ヲ雇フニモ行狀美惡ノ一箇  
條ニ必スコレアリ本按ハ全ク地方ニ於テ師範學校ノ爲メニスルモ  
ノナレハ右ノ修正ハ一体ニ不同意ナリ

○議長 七番ノ修正ニ同意ノモノハ起立セヨ

起立者八人

○議長 多數ナルニヨリ七番ヲ修正ニ決ス

○議長 時既ニ午ヲ過ルヲ以テ一應散會セヨ

午後零時第十分開場

午後零時第四十分開場

○議長 午前引續キノ會ヲ開ク

○二十三番 第三十九條ハ七番議官ノ修正説ニ決セリ本官ハ第

四十二條ニ修正説ヲ述ヘント欲スルニ依リ暫ラク猶豫ヲ與ヘラレ

○シトヲ乞フ

○議長 二十三番ノ請求ニ同意ノモノハ起立セヨ

起立者十人

○議長 多數ナルニヨリ廿三番ノ建議ヲ許ス

○廿三番 第四十二條刪除ノ説ハ已ニ前會ニモ述ヘシニ僅ニ贊

成一人ノ足ヲサリシヨリ消滅セシハ遺憾ノ至リナリ抑文部卿ハ監

督ノ權ヲ有スル者ナレハ故ヲニ第四十二條ノ設ケナキモ已ニ第四

十一條ニテ巡視ノ吏員ヲ拒ム者ハアラサル可シ然ラハ則チ重複ニ

シテ且不明ナリ因テ之ヲ廢棄ズ可シトス且又本案中ニ公私ノ字ナ

キ學校ハ必ス公私ヲ兼テ云フヤ明カナレハ是又無用ニ屬スルノ一

端ナリ

○七番 齋藤 贊成ス何トナレハ本條ヲ置クハ却テ前條ノカヲ弱ム

レハナリ別ニ喋々ヲ要セス

○廿六番 伊丹重賢 賛成

○議長 廿三番ノ動議ハ賛成者員ニ滿タサルヲ以テ消滅ス乃チ第四十二條本按ノ決ヲ取ラントス同意ノモノハ起立セヨ

起立者九人

○議長 多數ナルニヨリ本案ニ決ス

書記官 戸田秋成 左ノ按ヲ朗讀ス

第四十三條 府知事縣令ハ管内學事ノ實狀ヲ記載シテ毎年文部卿ニ申報スヘシ

○第四十四條 凡學校ニ於テハ男女教場ヲ同クスルコトヲ得ス

但小學校ニ於テハ男女教場ヲ同クスルモ妨ケナシ

○第四十五條 凡學校ニ於テ授業料ヲ收ムルト收メサルトハ其便宜

ニ任スヘシ

○第四十六條 凡兒童種痘或ハ天然痘ヲ歷タルモノニ非サレハ入學

スルコトヲ得ス

○第四十七條 傳染病ニ罹ルモノハ學校ニ出入スルコトヲ得ス

○第四十八條 凡學校ニ於テハ生徒ニ体罰 或ハ縛ヲ加フヘカラ

○第四十九條 生徒試験ノトキハ父母或ハ後見人等其學校ニ來觀ス

ルコトヲ得ヘシ

○二十番 佐野常民 第四十四條ノ但書ニハ不同意ナリ小學校ニ於テ男女

教場ヲ同クスルノ害ハ衆官ノ知ル所ナリ畢竟田舎等ニハ教員不足ナルカ爲メ已ムヲ得サルニ由ルノミ男女ノ年齢ニヨリテハ或ハ不



品行者ノアルノミナラス男女ハ教則ヲ異ニスルモノナルハ之ヲ歐  
洲ニ實驗スルモ皆然ラサルハナシ何トナレハ男女ハ各別ノ業ヲ教  
ヘサルヘカラス反對論者ハ男女剛柔相須ツテ良性ヲ鍛鍊スルト云  
ヒ米國等ニハ男女平均論アリト云ト雖モ本官ノ實驗スル所ヲ以テ  
セハ其實絶テ之レアルコトナシ元來男女ハ強弱其性ヲ異ニスルモノ  
ナレハ教場モ亦決シテ同ウス可ラス尤モ幼稚園ニテ九歳マテ混同  
シテ之ヲ教フルハ恕スヘキモ其以上ニ及テハ決シテ之ヲ教ヘサル  
ナリ故ニ但書ハ刪ルヘシ

○議長 廿番ノ動議ハ賛成者ナキヲ以テ消滅ス乃チ本案ニ同意ノモ  
ノハ起立セヨ

起立者十一人

○議長 多數ナレヲ以テ本案ニ決ス

○廿三番 柳原前光 第三讀會已ニ終リタレハ一ノ建議ヲ爲サン讀會規則  
ニハ更ニ其修正案ヲ頒ツニ至ルマテ確定ノ決議ヲ延ハス可シトア  
レト本案ハ會議連日ニ涉リ充分悉議ヲ經タレハ本日ヲ以テ確定ノ  
決議ト爲サンコトヲ希フ

○議長 廿三番ノ建議アリ本案第三讀會ニ於テハ僅々二箇條ノ修正  
アルノミ因テ廿三番ノ建議ニ同意ノモノハ起立セヨ

起立者十三人

○議長 多數ナルニヨリ本會ヲ以テ確定決議ト爲シ例ニ遵ヒ上奏ス

○廿四番 細川潤次郎 條款刪除ニヨリテ條數ノ差違ヲ生シタルヲ奈何ス



元老院會議筆記明治十二年四月廿九日

○第三百三十七號議案  
火藥取締規 第一讀會  
則布告案 官山湖 直照

議長 熾仁  
親王

出席議員 廿八名  
前記 眞幸

- 十番 東久世通禮
- 三番 伊集院兼寬
- 四番 福羽 美壽
- 六番 大久保一翁
- 七番 齋藤 利行
- 八番 大給 眞恒
- 十二番 山口 尙芳

○議長 第三百三十七號議按第一讀會ヲ開ク例ニ遵ヒ發議スヘシ

○第三百三十七號議按第一讀會ヲ開ク例ニ遵ヒ發議スヘシ

- 十二番 河野 敏彥
- 十五番 津田 眞道
- 十六番 山田 顯義
- 十八番 津田 栄一
- 二十番 佐野 常民
- 廿三番 柳原 前光
- 廿六番 伊丹 重賢
- 廿七番 河瀬 眞孝
- 廿八番 前島 密

○議長 第三百三十七號議按第一讀會ヲ開ク例ニ遵ヒ發議スヘシ

書記官 戸田 秋成 左ノ按ヲ朗讀ス

布告按 凡軍用ノ火藥裝彈雷管ハ官用ノ外製造又ハ賣買貯藏運搬

火藥取締規則別冊ヲ通相定候條此旨布告候事

但此規則ニ矛盾スル從前ノ布告布達ハ都テ廢止トシテ別冊ニ依テ

火藥取締規則ニ依テ行フ

第一章 總則

第二條 凡軍用ノ火藥裝彈雷管ハ官用ノ外製造又ハ賣買貯藏運搬

スルヲ許サズ

第二條 左ニ記シタル火藥ハ此規則ニ從ヒ製造又ハ賣買貯藏運搬

當スルコトヲ許ス

一 鑛坑及道路開鑿其他職業又ハ烟火用

第二條 西洋形船艦設備ノ大砲小銃及免許銃用火藥裝彈雷管

第三條 火藥製造場及貯藏庫ハ管廳ニ於テ其障得ナキヤ否ヲ取調

六ヘ之ヲ免許スヘシ

但製造場ハ每府縣各種拾ケ所ヲ限トス若シ坑業等需用ノ爲メ

其其斤量ヲ定メ製造シ販賣ヲ要セサル火藥ハ尙此限外ニ於

第四條 火藥商人ハ管廳ニ於テ身元行狀ヲ取調ヘ其確實ナルヲ認

メ之ヲ免許スヘシ

但每府縣拾五名ヲ限リトス

第五條 火藥五貫目以上運搬方ハ警察署ニ於テ之ヲ認可シ速ニ沿道ノ

警察署ニ報告スヘシ

第六條 火藥ノ製造場貯藏庫ハ警察官吏ニ於テ時々巡視スヘシ

第七條 開港開市場ニ於テ免許商人外國人ト火藥ノ賣買ヲ爲サン

ト願出ルルハ管廳ニ於テ事實ヲ稽查シ五貫目以下ノ火藥并第三

章第三條ニ記シタル程限内ノ裝彈雷管ハ直ニ之ヲ許可シ其他ハ

管廳又ハ警視局ヨリ内務卿ニ使用ノ事實ヲ具申シ其指令ヲ請フ

可シ内務卿ハ其事狀ヲ稽查シ之ヲ許否スヘシ

第八條 府縣廳ニ於テ火藥製造場及火藥商人ヲ免許シタル并ハ地

名人名ヲ具シ時々内務省ヘ届出テ製造賣買ノ數量ハ別紙表圖ニ

準シ總計表ヲ製シ每半年七月同省ヘ届出可シ

第九條 非常ノ際ニ當テハ内務卿ニ於テ火藥ノ製造賣買運搬等ヲ

停止スルヲ得可シ

第二章 製造

第一條 火藥ヲ製造セントスル者ハ以下各條ニ從ヒ製造場ノ位置

構造方等ヲ詳記シ管廳ヘ願出免許鑑札ヲ受ク可シ其命令ニ

第二條 火藥製造場ハ左ニ記シタル土地ニ於テハ設置ス可ラス

但周圍ニ丘陵河渠等アリテ危險ノ虞ナキモ及ハ必シモ此限ニ

第三條 三府并開港場市街内及其市街外ヨリ凡拾五町以内ノ地

一人家稠密ノ町村内及其區域外ヨリ凡八町以内ノ地

一人家稀疎ノ地ハ其人家ヨリ凡三百間以内ノ地

一往還道路ヨリ凡貳百間以内ノ地

一御陵墓及官國幣社區域外ヨリ凡八町以内ノ地

一陸海軍省所轄ノ火藥製造所及火藥庫牆壁外ヨリ凡八町以内ノ地

第三條 火藥製造場ハ煉化石造リ又ハ石造塗家等ヲ以テ堅牢ニ構

造シ周圍ニ牆壁<sup>高サ六尺以上</sup>ヲ設ク可シ

但人家遠隔ノ地ニ於テ坑業需用ノ爲メ一時特許ヲ以テ製造ス

ルモノハ必シモ此限ニ拘ラサル可シ

第四條 雷管製造場并火藥ノ量五貫目未滿ヲ使用スル裝彈及烟火

製造場ハ何ノ地ヲ問ハズ人家ヨリ凡七間以上隔離スルニ非サレ

ハ設置ス可ラス

第五條 五貫目以上五十貫目未滿ノ火藥ヲ使用スル裝彈及烟火製

造場ハ何ノ地ヲ間ハス人家ヨリ凡七十間以上隔離スルニ非サレハ設置ス可ラス

第六條 火藥貯藏庫ハ製造場内ニ設クルモ妨ケナシト雖モ都テ第四章ノ制限ニ從フヘシ

第七條 製造ノ火藥ハ都テ免許商人ノ外他人ニ販賣ス可ラス

但烟火ハ此限ニアラス

第八條 製造火藥ノ貯藏及販賣數量ハ月々増減表ヲ以テ警察署ヘ届出可シ

第三章 賣買

第一條 火藥賣買營業ヲナサント欲スル者ハ管廳ヘ願出免許商人タルノ鑑札ヲ受ケ其店頭ニ標札ヲ掲ク可シ

第二條 第四條ニ記スル職業者ヲ除クノ外坑業其他職業用ノ火藥ヲ買ハント欲スル者ハ其時々使用ノ主意及數量ヲ詳記シ壹貫目

未滿ハ警察署ヘ壹貫目以上ハ管廳ヘ願出許可ヲ受ケ免許商人ニ就キ其許可證ヲ示シ買取ル可シ

第三條 第四條ニ記シタル免許者ニ非スシテ演習等ノ爲メ免許銃

用火藥ヲ買ハントスル者モ亦前條ノ手續ニ依ル警察署可シ其一回買得ノ數量ハ毎種左ノ程限ヲ超ユ可ラス

- 裝彈 百發
- 雷管 貳百粒
- 火藥 百目
- 雷管 千粒

第四條 銃獵及鳥獸威シ銃室内射的營業烟火製造ノ免許者需用ノ  
火藥ハ直ニ免許商人ニ就キ其銃用免狀又ハ營業許可證等ヲ示シ  
買取ルヲ得可シ其一回買得ノ數量ハ每種左ノ程限ヲ超ユ可ラス

裝彈 千發

雷管 貳千粒

火藥 壹貫目未滿其一

雷管 三萬粒

烟火製造用 示シ買取ル可シ 五貫目未滿

第五條 西洋形船艦設備以大砲小銃用火藥需用ノ其ハ第二條ノ手  
續ニ準ス可ク尤其數量ハ明治八年第九十八號布告ニ從フ可シ

第六條 免許商人ハ買人示ス所ノ免狀又ハ許可證等ヲ確認シ前條

ヤノ數量程限ニ照ラシ賣渡スルニ而シテ買人ノ姓名及數量日時  
ヲ帳簿ニ詳記シ置月々警察署ヘ届出ヘシ

第七條 免許商人ト雖モ外國人ト火藥ヲ賣買セントスルトキハ其  
時々管廳ヘ願出別段ノ免許ヲ受クヘシ

但銃獵免狀ヲ附與シタル外國人ノ其獵用ニ限リ第四條ノ程限

ニ從ヒ直ニ賣渡スコヲ得ヘシ

第八條 免許商人販賣用火藥ト雖モ之ヲ買入ルハ皆ハ都テ警察署  
ノ認可ヲ受クヘシ

第四章 貯藏 五貫目未滿ノ火藥

第一條 火藥ヲ貯藏セントスル者ハ以下各條ニ從ヒ管廳ヘ願出許

可ヲ受ク可シ



但壹貫目未滿ノ火藥千發未滿ノ裝彈并雷管ハ此限ニ在ラスト  
 雖モ必ス倉庫内又ハ火氣遠隔ノ所ニ貯藏スヘシ  
 第二條 壹貫目以上五貫目未滿ノ火藥裝彈及烟火ハ其實量ハ何ノ  
 地ヲ間ハス人家ヨリ凡七間以上五貫目以上五十貫目未滿ハ凡七  
 拾間以上隔離スル倉庫ニ非サレハ貯藏ス可ラス  
 但周圍ニ丘陵河渠等アリテ危險ノ虞ナキ地ハ必シモ此制限ニ  
 拘ラサルヘシ  
 第三條 五十貫目以上ノ火藥貯藏庫ハ都テ第二章第二條ニ記シタ  
 ル土地外ニ於テ堅牢ニ構造シ周圍ニ牆壁高サ六尺以上ヲ設ケ必ス避雷  
 針ヲ建ツヘシ  
 第四條 前條ノ火藥貯藏庫ハ其牆壁外凡ソ拾四間以内ノ地ニ於テ

ハ建物ヲ設ケ材本草秣其他燃質物ヲ蓄積ス可ラス  
 第五條 人家遠隔ノ地ニ於テ一時ノ坑業等需用ノ爲メ特許ヲ得テ  
 製造シ又ハ買入ル、火藥ノ貯藏方ハ必シモ第三條第四條ノ制限  
 ニ拘ラサルヘシ  
 第六條 西洋形船艦設備メ大砲小銃用火藥ノ貯藏方ハ都テ其船艦  
 内ニ限ルヘシ  
 第七條 免許商人販賣用ハ此限ニ在ラス  
 免許商人販賣用火藥ニ限リ別段検査ヲ受ケ堅牢ヲ倉庫ヲ  
 用ユルハ人家稠密ノ地ト雖モ貳拾貫目以下貯藏スルコトヲ許  
 ス

第五章 運搬

第一條 五貫目以上ノ火藥裝彈及烟火ハヲ運搬セントスルハ豫

又其數量及發着場所日時并ニ通過地名河海路ハ船ヲ陸揚ノ地ヲ詳記シ警察

署へ願出認可ヲ受ク可シ

但五貫目未満ハ此限ニ在ラスト雖モ必ス慎重ニ取扱フ可シ

第二條 運搬ノ火藥ハ桶又ハ箱ニ入レ晴雨ニ拘ハラズ桐油又ハ毛

布ノ類ヲ以テ其上ヲ覆ヒ且ツ火藥ノ二字ヲ書シタル小旗白地ヲ

建テ必ラス護送人ヲ附ス可シ

但水路運漕ニ方リ船積スルノ法ハ明治六年第二百九十二號布

告ニ從フ可シ

第三條 途中ハ都テ火氣ヲ警シテ若シ休息スルハ人家ヨリ凡五

町以上隔テタル所ニ限ル可シ

第四條 烈風雷雨ニ方テハ已ムヲ得サル場合ノ外運搬ス可ラス

第五條 途中宿泊ヲ要スルトキハ人家稀疎ノ地ニ於テ相當ノ倉庫

ニ保藏シ夜中不寐番人ヲ附スヘシ

第六章 罰科

第一條 左ノ諸件ヲ犯ス者ハ百日以上二年以下ノ懲役又ハ五拾圓

以上貳百圓以下ノ罰金ニ處シ或ハ二罰併セ科シ尙其火藥及製造

器械ヲ沒收スヘシ

一官用ニ非スシテ軍用ノ火藥ヲ竊ニ製造スル者

一全上火藥ヲ竊ニ外國人ヨリ買入タル者

第二條 左ノ諸件ヲ犯ス者ハ四拾日以上一年以下ノ懲役又ハ貳拾

圓以上百圓以下ノ罰金ニ處シ或ハ二罰併セ科シ尙其火藥及製造



○番一 番直胤 本按設置ノ理由ヲ陳述セン抑火藥取締規則ハ明治五年始メテ之ヲ設ケタリ下雖モ其法甚タ粗ナリシ爾後兵部省ヨリ陸海軍ニ分レ又内務省所轄ニ歸シ續々沿革アリ而シテ其規則タル大抵賣買上ノヨミニ止マリ危險ノ場所及製造又ハ貯藏ノ距離等其最モ要用缺ク可ラサルノコトヲ脫漏セリ之カ爲メ昨年來東京府下ニ在テモ其爆發既ニ二次ニ及フ亦已ムヲ得サル次第ナリ本按ハ英米ノ規則ニ基キ新ニ制定シタルモノニシテ運搬及ヒ距離等ノ法概テ具備セリ故ニ前規則ハ今之ヲ廢スルモ可ナルカ如シト雖モ是レ銃砲規則ニ聯續セルヲ以テ遽ニ此ニ出ル能ハス然レトモ該規則ハ目今主務ノ廳ニ於テ調査中ナレハ其竣功ヲ待テ後之ヲ廢セントス是レ本案起草ノ緣由ナリ

○議長 發議ナキヲ以テ此ニ第一讀會ヲ閉テ第二讀會ハ來ル五月六日ニ開クヘシ本日ハ散會セヨ  
午前第十一時十分閉場



議事録 第三十三號 昭和十二年五月廿七日

- 八番 大給 恒
- 十一番 山口 尙芳
- 十四番 中島 信行
- 十七番 楠田 英世
- 十八番 津田 綱出
- 十九番 河田 景興
- 二十番 佐野 常民
- 廿三番 柳原 前光
- 廿四番 細川 潤次郎
- 廿六番 伊丹 重賢
- 河瀬 眞孝

内閣委員 甘八番 前島 密

午前第十時十分開場

○議長 第三十七號議案第二讀會ヲ開ク例ニ遵ヒ發議スヘシ

書記官 左ノ案ヲ朗讀ス

○議長 本案ヲ可トスル者ハ起立スヘシ

○議長 本案ヲ可トスル者ハ起立スヘシ

○議長 全體悉起立

○議長 全會一致ナルヲ以テ本按ニ決ス

○總書記官 戸田秋成

左ノ按ヲ朗讀ス

火藥取締規則

第一章 總則

第一條 凡軍用ノ火藥裝彈雷管ハ官用ノ外製造又ハ賣買貯藏運搬

スルコトヲ許サズ

○議長 本案ヲ可トスル者ハ起立スヘシ

全員悉起立

○議長 全會一致ナルヲ以テ本案ニ決ス

書記官 戸田秋成 左ノ案ヲ朗讀ス

第二條 左ニ記シタル火藥ハ此規則ニ從ヒ製造又ハ賣買貯藏運搬

スルコトヲ許ス

一 鑛坑及道路開鑿其他職業又ハ烟火用

二 西洋形船艦設備ノ大砲小銃及免許銃用火藥裝彈雷管

○二十四番 細川潤次郎 本官ハ本條第一項ニ少ク修正ヲ加ヘントス同項

道路開鑿ノ下其他職業又ハ烟火用トアリテ烟火用ハ職業ニアラサ

ルカ如シ然レトモ烟火ヲ製造シ之ヲ賣買スルハ則チ職業ニアラサ

ルハ莫シ且總計表品種火藥ノ部ニ烟火等職業トアリ仍テ其他職業

又ハ烟火用ノ字句ヲ修正シテ烟火又ハ其外職業用ト爲サンコトヲ欲

ス

○一番 東久世通祿 賛成

○十四番 中島信行 賛成

○議長 二十四番ノ修正說ハ賛成者アルヲ以テ問題トス

○議長 二十四番ノ修正説ヲ可トスル者ハ起立スヘシ

○起立者十七人

○議長 多數ナルヲ以テ二十四番ノ修正ニ決ス

書記官 戸田 秋成 左ノ案ヲ朗讀ス

第三條 火藥製造場及貯藏庫ハ管廳ニ於テ其障礙オキヤ否ヲ取調

ヘ之ヲ免許スヘシ

但製造場ハ每府縣各種拾ヶ所ヲ限トス若シ坑業等需用ノ爲メ

豫メ其斤量ヲ定メ製造シ販賣ヲ要セサル火藥ハ尙此限外ニ於

二十テ時々特許ヲ與フヘシ

○議長 本案ヲ可トスル者ハ起立スヘシ

全員悉起立

○議長 全會一致ナルヲ以テ本案ニ決ス

書記官 戸田 秋成 左ノ案ヲ朗讀ス

第四條 火藥商人ハ管廳ニ於テ身元行狀ヲ取調ヘ其確實ナルヲ認

メ之ヲ免許スヘシ

但每府縣拾五名ヲ限リトス

○八番 大給 恒 聊カ文字ノ修正ヲ爲ントス夫レ確實ノ字タルヤ字義ニ

於テハ明了ナリト雖モ前ニ身元行狀云々トアリ而シテ此ニ確實ト

言フルハ首尾齊整セス仍テ確實ヲ慥カト修正シ一目解シ易カラシ

メント欲ス

○議長 八番ノ修正説ハ賛成者ナキヲ以テ消滅ス乃チ本案ヲ可トス

ル者ハ起立スヘシ



起立者十八人

○議長 多數ナルヲ以テ本案ニ決ス

書記官戸田秋成 左ノ案ヲ朗讀ス

第五條 火藥五貫目以上運搬方ハ警察署ニ於テ之ヲ認可シ速ニ沿道ノ

警察署ニ報告スヘシ

○議長 本案ヲ可トスル者ハ起立スヘシ

全員悉起立

○議長 全會一致ナルヲ以テ本案ニ決ス

書記官戸田秋成 左ノ案ヲ朗讀ス

第六條 火藥ノ製造場貯藏庫ハ警察官吏ニ於テ時々巡視スヘシ

○議長 本案ヲ可トスル者ハ起立スヘシ

○議長 全會一致ナルヲ以テ本案ニ決ス

書記官戸田秋成 左ノ案ヲ朗讀ス

第七條 開港開市場ニ於テ免許商人外國人ト火藥ノ賣買ヲ爲サン

ト願出ルルハ管廳ニ於テ事實ヲ稽查シ五貫目以下ノ火藥并第三

章第三條ニ記シタル程限内ノ裝彈雷管ハ直ニ之ヲ許可シ其他ハ

管廳又ハ警視局ヨリ内務卿ニ使用ノ事實ヲ具申シ其指令ヲ請フ

可シ内務卿ハ其事狀ヲ稽查シ之ヲ許可スヘシ

○議長 本案ヲ可トスル者ハ起立スヘシ

書記官戸田秋成 左ノ案ヲ朗讀ス

第八條 全會一致ナルヲ以テ本案ニ決ス

○議長 全會一致ナルヲ以テ本案ニ決ス

書記官 戸田 秋成

左ノ案ヲ朗讀ス

第八條 府縣廳ニ於テ火藥製造場及火藥商人ヲ免許シタル地  
名人名ヲ具シ時々内務省ヘ届出テ製造賣買ノ數量ハ別紙表圖ニ  
準シ總計表ヲ製シ每半年七月同省ヘ届出可シ

○議長 本案ヲ可トスル者ハ起立スヘシ  
全員悉起立

○議長 全會一致ナルヲ以テ本案ニ決ス  
書記官 戸田 秋成 左ノ案ヲ朗讀ス

第九條 非常ノ際ニ當テハ内務卿ニ於テ火藥ノ製造賣買運搬等ヲ  
停止スルヲ得可シ

○議長 本案ヲ可トスル者ハ起立スヘシ

○議長 全會一致ナルヲ以テ本案ニ決ス

書記官 戸田 秋成 左ノ案ヲ朗讀ス  
第二章 製造

第一條 火藥ヲ製造セントスル者ハ以下各條ニ從ヒ製造場ノ位置  
構造方等ヲ詳記シ管廳ヘ願出免許鑑札ヲ受ク可シ

○議長 本案ヲ可トスル者ハ起立スヘシ  
全員悉起立

○議長 全會一致ナルヲ以テ本案ニ決ス  
書記官 戸田 秋成 左ノ案ヲ朗讀ス

第二條 火藥製造場ハ左ニ記シタル土地ニ於テハ設置ス可ラス

但周圍ニ丘陵河渠等アリテ危險ノ虞ナキモノハ必シモ此限ニ拘ラサル可シ

○三府并開港場市街内及其市街外ヨリ凡拾五町以内ノ地

一 人家稠密ノ町村内及其區域外ヨリ凡八町以内ノ地

○一 人家稀疏ノ地ハ其人家ヨリ凡二百間以内ノ地

一 往還道路ヨリ凡貳百間以内ノ地

一 御陵墓及官國幣社區域外ヨリ凡八町以内ノ地

一 陸海軍省所轄ノ火藥製造所及火藥庫牆壁外ヨリ凡八町以内ノ地

地

○議長 本案ヲ可トスル者ハ起立スヘシ

全員悉起立

○議長 全會一致ナルヲ以テ本案ニ決ス

○書記官 戸田秋成 左ノ案ヲ朗讀ス

第三條 火藥製造場ハ煉化石造リ又ハ石造塗家等ヲ以テ堅牢ニ構

造シ周圍ニ牆壁高サ六尺以上ヲ設ク可シ

但人家遠隔ノ地ニ於テ坑業需用ノ爲メ一時特許ヲ以テ製造ス

ルモノハ必シモ此限ニ拘ラサル可シ

○議長 本案ヲ可トスルモテハ起立スヘシ

起立者十八人

○議長 多數ナルヲ以テ本案ニ決ス

書記官 戸田秋成 左ノ案ヲ朗讀ス

第四條 雷管製造場并火藥ノ量五貫目未滿ヲ使用スル裝彈及烟火

製造場ハ何ノ地ヲ開ハス人家ヨリ凡七間以上隔離スルニ非サレ  
ハ設置ス可ラス

○議長 本案ヲ可トスル者ハ起立スヘシ  
全員悉起立

○議長 全會一致ナルヲ以テ本案ニ決ス  
書記官 左ノ案ヲ朗讀ス

第五條 五貫目以上五拾貫目未満ノ火藥ヲ使用スル裝彈及烟火製  
造場ハ何ノ地ヲ開ハス人家ヨリ凡七十間以上隔離スルニ非サレ

○議長 本案ヲ可トスル者ハ起立スヘシ  
全員悉起立

○議長 全會一致ナルヲ以テ本案ニ決ス  
書記官 左ノ案ヲ朗讀ス

第六條 火藥貯藏庫ハ製造場内ニ設クルモ妨ケナシト雖モ都テ第  
四章ノ制限ニ從フヘシ

○議長 本案ヲ可トスル者ハ起立スヘシ  
全員悉起立

○議長 全會一致ナルヲ以テ本案ニ決ス  
書記官 左ノ案ヲ朗讀ス

第七條 製造ノ火藥ハ都テ免許商人ノ外他人ニ販賣ス可ラス  
但烟火ハ此限ニマラス

○議長 本案ヲ可トスル者ハ起立スヘシ  
全員悉起立

○議長 全員悉起立

○議長 全會一致ナルヲ以テ本案ニ決ス

書記官 戸田 秋成 左ノ案ヲ朗讀ス

第八條 製造火藥ノ貯藏及販賣數量ハ月々増減表ヲ以テ警察署へ

届出可シ

○議長 本案ヲ可トスル者ハ起立スヘシ

○議長 全員悉起立

○議長 全會一致ナルヲ以テ本案ニ決ス

書記官 戸田 秋成 左ノ案ヲ朗讀ス

第三章 賣買

第一條 火藥賣買營業ヲナサント欲スル者ハ管廳へ願出免許商人

タルノ鑑札ヲ受ケ其店頭ニ標札ヲ掲ク可シ

○議長 本案ヲ可トスル者ハ起立スヘシ

○議長 全員悉起立

○議長 全會一致ナルヲ以テ本案ニ決ス

○十一番 山口 尙芳 建議ヲ爲ス本按ハ各議官ニ於テモ格別異議ナシト認

ムルニ依リ稍々例規ニ違フト雖モ特ニ便法ヲ以テ首尾一回ニ議決

ニ附セハ可ナラン

○議長 十一番ノ建議ハ將來ノ規則ト爲サス只本議按ノミニ係ルシ

旨趣ナリヤ

○十一番 山口 尙芳 然リ

○議長 十一番ノ建議ニ同意ノ者ハ起立スヘシ

○新起立者各人懇請ニ同意ハ其立スヘシ

○議長番少數ナリテ以テ十一番ノ建議ハ消滅ス

○三十三番柳原前光本官ハ特ニ建議スル所アラントス本按ノ如キ別ニ

○異議ナキモ其ハ逐條議決ヲ要セス議長ノ意見ヲ以テ各條連帶シテ

決ヲ取リテ其望ス

○七番齋藤利行賛成附議トシテ其議ヲ以テ首鼠一回ニ議決

○議長番二十三番ヲ建議ニ同意ノ者ハ起立スヘシ其議決ハ其議

○議員起立者十六人トシテ以テ本案ニ出ス

○議長今多數ナルニヨリ第二條以下議長ノ意見ヲ以テ各條ヲ連帶シ

○決ヲ取ルベシトシテ其議立スヘシ

○書記官戸田秋成左ノ案ヲ朗讀ス

○第二條 第四條ニ記スル職業者ヲ除ク外坑業其他職業用ノ火藥

ヲ買ハント欲スル者ハ其時々使用ノ主意及數量ヲ詳記シ壹貫目

○未滿ハ警察署ヘ壹貫目以上ハ管廳ヘ願出許可ヲ受ケ免許商人ニ

就キ其許可證ヲ示シ買取ル可シ

第三條 第四條ニ記シタル免許者ニ非スシテ演習等ノ爲メ免許銃

用火藥ヲ買ハントスル者モ亦前條ノ手續ニ依ル警察署可シ其一

回買得ノ數量ハ毎種左ノ程限ヲ超ユ可ラス

裝彈 百發

雷管 貳百粒

火藥 百目

雷管 千粒

第四條 銃獵及鳥獸威シ銃室内射的營業烟火製造ノ免許者需用ノ

火藥ハ直ニ免許商人ニ就キ其銃獵免狀又ハ營業許可證等ヲ示シ  
買取ルコトヲ得可シ其一回買得ノ數量ハ每種左ノ程限ヲ越ユ可ラス

裝彈 千發

○ 回買免許銃用ハ 雷管 貳千粒

○ 烟火藥ヲ買ハベシハ 雷管 壹貫目未滿其一

○ 第三箱室内銃用ニ限リ 雷管 三萬粒

○ 煙火製造用ニ限リ 火藥 五貫目未滿

○ 議長本案ヲ可トスル者ハ起立ス可シ

○ 議長本會一致ナルヲ以テ本案ニ決ス

○ 議長本會一致ナルヲ以テ本案ニ決ス

第五條 西洋形船艦設備ノ大砲小銃用火藥需用ノキハ第二條ノ手

續ニ準ス可ク尤其數量ハ明治八年第九十八號布告ニ從フ可シ

第六條 免許商人ハ買入示ス所ノ免狀又ハ許可證等ヲ確認シ前條

種々ノ數量程限ニ照ラシ賣渡スヘシ而シテ買入ノ姓名及數量日時

ヲ帳簿ニ詳記シ置月々警察署へ届出ヘシ

第七條 免許商人ト雖モ外國人ト火藥ヲ賣買セントスルトキハ其

時々管廳へ願出別段ノ免許ヲ受クヘシ

但銃獵免狀ヲ附與シタル外國人ノ其獵用ニ限リ第四條ノ程限

ニ從ヒ直ニ賣渡スコトヲ得ヘシ

第八條 免許商人販賣用火藥ト雖モ之ヲ買入ル、キハ都テ警察署

ノ認可ヲ受クヘシ

○議長 本案ヲ可トスル者ハ起立スヘシ

全員悉起立

○議長 全會一致ナルヲ以テ本案ニ決ス

書記官 戸田 秋成 左ノ案ヲ朗讀ス

第四章 貯藏

第一條 火藥ヲ貯藏セントスル者ハ以下各條ニ從ヒ管廳へ願出許

可ヲ受ク可シ

但壹貫目未滿ノ火藥千發未滿ノ裝彈并雷管ハ此限ニ在ラスト

雖モ必ス倉庫内又ハ火氣遠隔ノ所ニ貯藏スヘシ

第二條 壹貫目以上五貫目未滿ノ火藥 裝彈及烟火ハ其實量ハ何ノ

地ヲ間ハス人家ヨリ凡七間以上五貫目以上五十貫目未滿ハ凡七

十間以上隔離スル倉庫ニ非サレハ貯藏ス可ラス

但周圍ニ丘陵河渠等アリテ危險ノ虞ナキ地ハ必シモ此制限ニ

拘ラサルヘシ

第三條 五拾貫目以上ノ火藥貯藏庫ハ都テ第二章第二條ニ記シタ

ル土地外ニ於テ堅牢ニ構造シ周圍ニ牆壁 高サ六尺以上ヲ設ケ必ス避雷

針ヲ建ツヘシ

第四條 前條ノ火藥貯藏庫ハ其牆壁外凡ソ拾四間以内ノ地ニ於テ

ハ建物ヲ設ケ材木草秣其他燃質物ヲ蓄積ス可ラス

第五條 人家遠隔ノ地ニ於テ一時ノ坑業等需用ノ爲メ特許ヲ得テ

製造シ又ハ買入ル、火藥ノ貯藏方ハ必シモ第三條第四條ノ制限



三 拘ハラサルヘシ

第六條 西洋形船艦設備ノ大砲小銃用火藥ノ貯藏方ハ都テ其船艦

内ニ限ルヘシ

但免許商人販賣用ハ此限ニ在ラス

第七條 免許商人販賣用火藥ニ限リ別段検査ヲ受ケ堅牢ノ倉庫ヲ

用ユルハ人家稠密ノ地ト雖モ貳拾貫目以下貯藏スルコトヲ許

スヘシ

○議長 本案ヲ可トスル者ハ起立スヘシ

全員悉起立

○議長 全會一致ナルヲ以テ本案ニ決ス

書記官 戸田 秋成 左ノ案ヲ朗讀ス

第五章 運搬

第一條 五貫目以上ノ火藥裝彈及烟火ハヲ運搬セントスルハ豫

メ其數量及發着場所日時并ニ通過地名河海路ハ船ヲ陸揚ノ地ヲ詳記シ警察

署ヘ願出認可ヲ受ク可シ

但五貫目未満ハ此限ニ在ラスト雖モ必ス慎重ニ取扱フ可シ

第二條 運搬ノ火藥ハ桶又ハ箱ニ入レ晴雨ニ拘ハラズ桐油又ハ毛

布ノ類ヲ以テ其上ヲ覆ヒ且ツ火藥ノ二字ヲ書シタル小旗白地ヲ

建テ必ラス護送人ヲ附ス可シ

但水路運漕ニ方リ船積スルノ法ハ明治六年第二百九十二號布

告ニ從フ可シ

第三條 途中ハ都テ火氣ヲ警シメ若シ休息スルハ人家ヨリ凡五

町以上隔テタル所ニ限ル可シ

第四條 烈風雷雨ニ方テハ已ムヲ得サル場合ノ外運搬ス可ラス

第五條 途中宿泊ヲ要スルトキハ人家稀疎ノ地ニ於テ相當ノ倉庫

ニ保藏シ夜中不寐番人ヲ附スヘシ

○二十番 佐野 常民 本官ハ第二條ニ就キ修正說ヲ呈出セント欲スルニ依

リ先ツ内閣委員ニ質問セントス從來火藥運搬ノ節ハ赤旗ヲ用ヒタ

リ然ルヲ今般白旗ニ改メタルハ其故如何ソヤ

○番一 山崎 直胤 是レ敢テ理由アルニアラス夫ノ赤旗ヲ用フルハ明治

四年辛未兵部省ノ布達ニ基ツキタルモノナリ然ルニ當時ニ在テハ

布令ハ其布告ト布達トノ別ナク一般ニ行ハレサルモノ多シ故ニ今

回新制ヲ定ムルニ方リテ簡便ヲ旨トシ白旗ト爲シタルナリ

○二十番 佐野 常民 旗色ヲ改メタルハ別ニ理由アルニアラス又布令ハ一

般ニ行ハレスト云フ如キハ實ニ驚クニ堪ヘタル辨明ナリ天下ノ人

民豈布令ヲ奉セサルモノアラシヤ且ヤ歐米各國トモニ赤旗ヲ用フ

ルハ通則ナリ我兵部省ト雖モ如何ソ原由ナクシテ之ヲ用ン然ルニ

今一ノ理由ナクシテ之ヲ變更セントス此ノ如キハ本官等決シテ肯

スルヲ得サルナリ仍テ従前兵部省布達ノ如ク第二條中且ツノ下火

藥<sup>○</sup>上赤地ニ<sup>○</sup>三字ヲ加ヘ小旗ノ下白地黒地ヲ四字ヲ刪ラント欲

ス

○二十三番 柳原 前光 亦贊成

○議長 二十番ノ修正說ハ贊成者アルヲ以テ問題ト爲ス

○二十四番 細川 潤太郎 本官ハ修正ノ發議者ニ問フ所アラントス故ナク

從來ノ旗章ヲ改ムルハ固ヨリ不可ナリト雖モ現今用フル所ノ旗ハ其地ニ白字ヲ染抜キタルモノナリ因テ其染方ニ至テハ大ニ手數ヲ煩ハシ費用モ亦隨テ少ナカラス然ルニ原按ノ如ク白地黒字トセハ官府ハ姑ク措キ人民ノ便利其大ナルヲ信ス修正ノ意ハ縱ヒ木綿ニテモ絹布ニテモ其製造ニ關セス只赤地ニ火藥ノ二字ヲ書セハ以テ用フヘシト爲スヤ

○二十番佐野常民 現ニ用フル所ノ陸海軍ノ旗章ハ赤地ニ白字ヲ染出シタルモノナレモ壬申兵部省ノ布達ニハ其明文ナシ蓋シ白字ニ限ラサル旨趣ナルヘシ故ニ本官ハ壬申布達文ニ依リテ之ヲ修正セントスルナリ

○廿四番細川潤次郎 明瞭ニ了解セリ赤地ヲ主トシテ字色ヲ限ラサルヲ

可ナリトセハ一小旗ヲ製造スルニモ格別ノ費用ヲ要セサルヲ以テ今俄カニ舊製ヲ變更センヨリハ寧ロ赤地ヲ用フルニ如カストス依テ二十番ノ修正説ヲ贊成ス

○十一番山口尙芳 本官ハ原按ヲ可トス何トナレハ白地ナレハ白木綿ヲ買ヒ直チニ火藥ト黒書シ之ヲ用フルノ便利アリ又辛未兵部省ノ布達ハ軍用坑業用等ノ區別モアラサル時ノコナリ今此法ヲ定ムル上ハ軍用民用ノ區別ヲ爲スモ可ナリ尤モ白地ニ改ムルハ現品ハ悉ク無用ニ屬スヘシト雖モ前途尙長シ之ヲ改ムルモ止ムヲ得サルナリ仍テ修正説ヲ不可トス

○二十四番細川潤次郎 十一番ハ原按ヲ可トシ且軍用民用ヲ異ニスルノ説ナリ然ラハ陸海軍ハ赤ヲ用ヒ人民ハ白ヲ用フヘシトスルカ本官

ハ太々取ラサル所ナリ何トナレハ軍用民用ニ於テ危險爆發ノ災ニ  
 別ナキハ其目標モ之ヲ別ニスルノ理ナキヲ以テナリ又經濟上ヨ  
 リ之ヲ論スルモ尋常茜木綿ヲ用フレハ其價格却テ白木綿ヨリ廉ナ  
 リ故ニ從來ノ赤旗ヲ用フルニ如カストス  
 ○十一番 山口 赤白何レニ決スルモ格別ノコナシト雖モ目標ヲ以テ  
 論スレハ遠眺ハ白色ニ如クモノナシ赤色ハ光線ニヨリテ分明ナラ  
 サルコアリ且内閣委員ノ説明ニモ簡便ヲ主トスト云ヘリ亦至言ト  
 云フヘシ  
 ○番一 山崎 赤白ノ旗章ヲ争フハ恰モ源平ノ戰ニ似タリト雖モ目  
 下二十番ヨリノ駁撃ニ對シテハ茲ニ抗議セザルヲ得ズ抑モ兵部省  
 布達ハ府縣ヘノ達ニテ主トシテ官物ヲ取扱フノ規則タリ且當時火

藥ハ軍用官用ノミニシテ人民需用ノ火藥ヲ運搬スルハ極メテ稀  
 レナルヲ以テ之ガ爲メ別ニ規則ヲ制定ナシ故ニ或地方ニ於テハ白  
 紙ニ火藥ノ字ヲ書シ之ヲ用フルモノアリシト聞ク其レ然ラハ本案  
 ハ決シテ從來ノ慣習ヲ破ルニアラス畢竟紙ナリ木綿ナリ白地ニ火  
 藥ノ字ヲ書シ人民ノ便利ヲ得ルヲ目的トスルナリ何ソ必スシモ本  
 按ヲ改作スルヲ須ヒンヤ  
 ○二十番 佐野 内閣委員ハ兵部省ノ布達ハ府縣ヘノ達ナリ或ハ從來  
 ノ慣習ヲ破ルニアラスト云テ前説ヲ固執スト雖モ當時兵部省ノ布  
 達文ヲ見ルモ管轄地方不洩様可相達云々トアレハ人民ハ決シテ之  
 ヲ知ラスト爲ス可ラス又經濟上ヨリ論スルモ從前ノ赤旗ヲ用フル  
 ○ニ如カサルナリ